

小学校部会における検討事項（案）

1. 「社会に開かれた教育課程」の視点に立った、小学校の教育課程の改善について

- これからの社会の在り方を見据えた、小学校教育の改善の方向性
- 発達段階（低学年・中学年・高学年）を踏まえた学習・指導の在り方
- 特別支援教育の在り方
- 幼児教育、中学校教育との円滑な接続の在り方
- 家庭・地域・社会との連携の在り方 など

※「社会に開かれた教育課程」（教育課程企画特別部会「論点整理」3～4ページ参照）

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり自らの人生を切り拓（ひら）いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること

2. 小学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

- 児童を取り巻く現状や社会の変化を踏まえ、小学校教育を通じて育成すべき資質・能力の在り方について
- 資質・能力の育成と、各教科等の充実の方向性について
- 学習や生活を支える「言語」の役割を踏まえた、言語に関する能力の育成について

※資質・能力の三つの柱（教育課程企画特別部会「論点整理」10～11ページ参照）

- i) 何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）
- ii) 知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）
- iii) どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）

3. 小学校における「カリキュラム・マネジメント」の在り方について

- カリキュラム・マネジメントの意義と、効果的な実施の在り方について
- 短時間学習の実施など、効果的で柔軟なカリキュラム・マネジメントの在り方について

※「カリキュラム・マネジメント」の三つの側面（教育課程企画特別部会「論点整理」22ページ参照）

- ① 教育内容を、一つの教科に留まらずに各教科横断的な相互の関係で捉え、効果的に編成する。
- ② 子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程の編成、実施、評価、改善のサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、指導体制やICT活用など諸条件の整備・活用を効果的に組み合わせる。

4. 「アクティブ・ラーニング」の三つの視点を踏まえた、資質・能力の育成に向けた小学校の指導等の改善充実の在り方について

※アクティブ・ラーニングの三つの視点（教育課程企画特別部会「論点整理」18ページ参照）

- i) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。
- ii) 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。
- iii) 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

5. 学習評価の在り方について

6. その他

小学校学習指導要領・総則の構成

- 第1 教育課程編成の一般方針**
 - ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
 - ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
 - ・道徳教育
 - ・体育・健康に関する指導
- 第2 内容の取扱いに関する共通的事項**
 - ・発展的内容の指導と留意点
 - ・指導の順序の工夫
 - ・学年の目標及び内容の示し方
 - ・複式学級
- 第3 授業時数の取扱い**
 - ・年間の授業日数（週数）
 - ・児童会活動、**クラブ活動**、学校行事
 - ・1単位時間の適切な設定
 - ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
 - ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項**
 - 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた**具体的な指導計画**
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・**2学年を見通した指導**
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・**合科的・関連的な指導**
 - 2 **その他の配慮**
 - ・言語活動の充実
 - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・**学級経営の充実**、生徒指導の充実
 - ・児童が見通しを立てたり振り返りたりする活動
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
 - ・個に応じた指導の充実
 - ・障害のある児童への指導
 - ・海外から帰国した児童等への適切な指導
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

- 学校生活の核となる**教育課程の意義**
- 小学校の**教育課程全体を通じて育成する資質・能力**
- 18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有
- 知・徳・体の総合的な**育成の視点**
- 教科等各教科等の**本質的意義と教育課程の体系的構造**
- 横断的に育成すべき**資質・能力と教科等間の関係**
- 教育課程編成の**在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点**
- 学習・指導方法の**改善(アクティブ・ラーニング)の視点**
- 教育課程全体において**重視すべき学習活動等**(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)
- 多様な個に応じた指導の在り方**(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保**
- 学校段階間の**接続**
- キャリア教育の**視点**
- 生徒指導、進路指導

前文
⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方に基づき、**教育課程の意義**について示す

総則

- 第1 小学校教育の基本**
⇒資質・能力の三つの柱に沿った小学校教育を通じて育成すべき**資質・能力**を示す
- 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された教育の目的、目標
- 2 「生きる力」の理念に基づく**知・徳・体の総合的な育成**
 - ・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣
 - ・「豊かな心」 道徳科を要した道徳教育
 - ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- 3 小学校教育を通じて育成すべき**資質・能力**

第2 各学校における教育課程の編成

- ⇒カリキュラム・マネジメントの三つの側面に留意し、各学校において**教育課程を編成することについて示す**
- 1 カリキュラム・マネジメントの実現
- 2 幼小の円滑な接続のための**スタート・カリキュラム**
- 3 小学校と中学校の**接続と義務教育学校**
- 4 横断的に育成すべき**資質・能力と教科等間の関係**
- 5 **教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取り扱い)**
- 6 学校の**創意工夫**を生かし、調和の取れた**具体的な指導計画**

第3 教育課程の実施と学習の評価

- ⇒**アクティブ・ラーニングの視点**に基づき、**学習指導の改善・充実や指導上の工夫**について示す
- 1 見方・考え方を働かせた**学習指導の充実**
- 2 **学習評価**を通じて**教育課程及び学習指導の改善**

第4 特別な配慮を必要とする児童への指導

- ⇒**障害のある児童への指導**を必要とする児童への在り方について示す
- 1 障害のある児童への**指導**
- 2 海外から帰国した**児童等への適切な指導**

第5 学習活動の充実のための基盤

- ⇒学級経営やキャリア教育など、小学校の**学習活動の充実の基盤**となる留意事項について規定
- 1 学校における**学習活動の基盤**
- 2 家庭・地域との**連携**

別表 各教科等の見方・考え

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方に基づき、教育課程の意義について示す

総則

第1 小学校教育の基本

⇒資質・能力の三つの柱に沿った小学校教育を通じて育成すべき資質・能力を示す

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された教育の目的、目標

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

・「確かな学力」 学力3要素、児童の学習習慣

・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育

・「健やかな体」 体育・健康に関する指導

3 小学校教育を通じて育成すべき資質・能力

・育成すべき資質・能力

・各教科等の目標との関係

・各教科等の目標の実現のために見方・考え方を働かせた学習活動を実現すること

第2 各学校における教育課程の編成

⇒「社会に開かれた教育課程」の視点に基づき、各学校においてカリキュラム・マネジメントの三つの側面に留意して、教育課程を編成することについて示す

1 カリキュラム・マネジメントの実現

・各学校における学校教育目標、育成すべき資質・能力の明確化

・学校教育目標を踏まえた教育課程の編成

・地域社会と連携した教育課程の編成

(※「社会に開かれた教育課程」の視点

①教育課程を介した目標の地域との共有

②育成すべき資質・能力の明確化

③社会との共有・連携)

2 幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム

3 小学校と中学校の接続と義務教育学校

4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

5 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取り扱い)

・年間の授業日数(週数)

・児童会活動、**クラブ活動**、学校行事

・1単位時間の適切な設定

・創意工夫を生かした弾力的な時間割

・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

・指導の順序の工夫

・学年の目標及び内容の示し方の趣旨

・複式学級

6 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画

・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導

・**2学年を見通した指導**

・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導

・**学科的・関連的な指導**

第3 教育課程の実施と学習の評価

⇒アクティブ・ラーニングの視点に基づき、学習指導の改善・充実や指導上の工夫について示す

1 見方・考え方を働かせた学習指導の充実

・見方・考え方を働かせた深い学び、対話的な学び、主体的な学び

・言語活動の充実

・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習

・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動

・個に応じた指導の充実

・発展的な内容の指導と留意点

・学習課題の選択や自らの将来について考える機会

・コンピュータ等の情報手段の活用、視覚教材等の活用

・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた教育課程及び学習指導の改善

・各教科等の目標に応じて評価を行う

・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う

(※各教科等の観点は示さない)

・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第4 特別な配慮を必要とする児童への指導

⇒障害のある児童への指導など特別な配慮を必要とする児童への指導の在り方について示す

1 障害のある児童への指導

2 海外から帰国した児童等への適切な指導

第5 学習活動の充実のための基盤

⇒学級経営やキャリア教育など、小学校の学習活動の充実の基盤となる留意事項について示す

1 学校における学習活動の基盤

・**学級経営の充実**

・**キャリア教育**

・生徒指導の充実

・学校間の連携、交流

2 **家庭・地域との連携**

・家庭や地域との連携

・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習

・高齢者などとの交流の機会

別表 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

小学校部会におけるこれまでの議論のとりまとめ（案）

（小学校部会における議論の現状等）

- 小学校教育を含む各学校段階の教育課程については、平成26年11月に中央教育審議会に対して行われた諮問において、育成すべき資質・能力の在り方を明確にすること、それを踏まえた各教科等の役割や相互の関係等について整理することなどが求められたところである。
- これを受けて、中央教育審議会に設置された教育課程企画特別部会においては、教科等の枠を越えた視点から、教育課程の総体的な構造の在り方など、改訂の基本的な考え方について議論が重ねられ、昨年8月に「論点整理」が取りまとめられた。
- この「論点整理」においては、小学校教育について、「幼児教育までの学びを生かしながら、小学校段階において育むべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、中学校以後の学びに円滑に接続させていくことが求められる」「現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、特にこれからの時代に求められる資質・能力を踏まえ、関連する各教科等の改善を図るとともに、教科等における具体的な指導内容によって育まれる資質・能力の関係性を可視化していくことが必要である」などとされたところである。
- 小学校部会においては、この「論点整理」を受けて、各教科等WGや総則・評価特別部会等の議論の状況を踏まえながら、小学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化等に向けた議論を重ねているところである。

（この「とりまとめ」の位置付け）

- 平成26年11月の諮問においては、グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくために必要な力をどのように育むかを検討すること、中でも外国語教育については、「英語教育の在り方に関する有識者会議」報告書（平成26年9月）の提言も踏まえつつ、小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を示すことや、小学校高学年から系統的な教科として実施すること、中学年から外国語活動として実施することなどについて、考え方を整理するよう求められたところである。
- 「論点整理」の中では、「国語や外国語を使って理解したり表現したりするための言語に関する能力を高めるためには、国語教育と外国語教育のそれぞれを充実させていくことが必要であること、国語教育については、古典も含む我が国の言語文化に親しみつつ、言語活動を通じてこれからの時代に求められる資質・能力を育むこと、外国語教育については、高学年において教科として系統的な指導を行うこと、中学年において外国語活動を行うことが求められるとされ、その実施方法については、「ICT等も活用しながら10～15分程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導

を行う効果的な短時間学習（以下「短時間学習」という。）として実施する可能性も含めた専門的な検討が必要」とされたところである。

- そして、外国語教育については、短時間学習に関する専門的な検討を行った上で、小学校の教育課程全体を見通した観点から検討を行い、全体の取りまとめに先立ち、一定の結論を得ることとされたところである。
- こうした整理を受けて、小学校部会においては、小学校教育全体に関する議論に先立ち、小学校教育の充実に関する大きな方向性を整理するとともに、言語能力の向上に関する特別チーム、国語WG及び外国語WGを中心とした検討状況を踏まえつつ、小学校教育における言語能力育成の重要性、国語教育及び外国語教育の改善・充実の方向性、各学校における時間割の編成を含めたカリキュラム・マネジメントの在り方を中心に下記の通り取りまとめを行うこととした。
- この取りまとめを基に、各教科等WGにおける議論が更に深められることを期待している。また、小学校教育全体に関しては、全体の取りまとめに向けた論点が残されており、今後引き続き議論を重ねていきたい。

1. 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた小学校の教育課程の改善・充実

(1) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた小学校教育の在り方

- 小学校においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」を培うこと及び「国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を養うことを目的とする義務教育のうち、基礎的なものを施すことが目的となる。
- 今回の学習指導要領改訂を通じた小学校の教育課程の改善・充実は、現行学習指導要領の成果や課題を踏まえつつ、上記の小学校教育の目的や目標の更なる達成を目指して行われるものである。そして同時に、「論点整理」において、学校種や教科等を越えた共通の理念として示された「社会に開かれた教育課程」を実現する観点から行われるものである。
- 「社会に開かれた教育課程」の在り方を、小学校教育に照らして考えれば、以下のような点が重要になると考えられる。
 - ① 義務教育のうち基礎的なものを担う小学校教育を、社会や世界の状況を幅広く視野に入れながら改善・充実させていくことが、子供たちのよりよい人生とともに、よりよい社会づくりにつながるということを、教育課程を介して社会と共有していくこと。
 - ② これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力を見直しながら、小学校教育を通じて育む資質・能力を教育課程において明確にし、幼児教育の基礎の上に、子供たちの資質・能力を伸ばし、中学校以上の学びにつなげていくこと。

- ③ 教育課程が目指すところを社会と共有し、実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりするなど、地域や社会と連携・協働していくこと。
- こうした教育課程の実現に向け、小学校教育における現状の課題について考えると、小学校の6年間という期間は子供たちにとって大きな幅のある期間であり、低学年、中学年、高学年の発達の段階に応じて、それぞれ異なる課題が見受けられるとの指摘があるところである。
- 低学年においては、その2年間の中で表れた学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題が指摘されている。学習の質に大きく関わる語彙量を増やすことなど基礎的な知識・技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えることなど、中学年以降の学習の^{そじ}素地を形成していくとともに、一人一人のつまずきを早期に見だし、指導上の配慮を行っていくことが重要となる。
- また、低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期である。現在、幼児教育部会においては、幼児期の終わりまでに育てほしい姿の明確化について議論されているところである。小学校教育においては、生活科を中心としたスタート・カリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫¹も行いながら、幼児期に総合的に育まれた「見方や考え方」や資質・能力を、各教科等の特性に応じた学びにつなげていくことが求められる。
- 中学年は、生活科の学習が終わり、理科や社会科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通じて低学年で身に付けたことを、より各教科の特性に応じた学びにつなげていく時期である。例えば国語科における言葉の働きについても、低学年における「事物の内容を表す働き」等に加えて、「考えたことや思ったことを表す働き」があることに気付くなど、指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、そうした内容を扱う学習に円滑に移行できるような指導上の配慮が課題となる。
- 高学年においては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、育成すべき資質・能力の育成に確実につなげるためには、指導の専門性の強化が課題となっている。定期的に文部科学省が実施している「教育課程の編成・実施状況調査」の結果を見ても、理科や音楽などを中心に、特に高学年において、専科指導を行う学校の割合は年々増加しているところである。こうした専科指導の充実、子供たちの個性に応じた得意分野を伸ばしていくためにも重要である。

¹ 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年11月）より

- また、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要となっているとの指摘もあるところである。こうした課題に対応するためには、学級担任だけではなく、複数の教員が関わり育てていくことが重要になっており、専科指導による教科担任の充実は、結果的にこうした多面的な子供たちとの関わりを創り出すことにもつながっている。学級担任制のよさと、教科担任のよさを兼ね備えた指導体制の確立が課題となっているところである。

(2) 育成すべき資質・能力と「カリキュラム・マネジメント」の意義

- 小学校教育として育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、上記のような低・中・高学年それぞれの課題を踏まえつつ、幼児教育や中学校教育との接続を考えながら、高等学校卒業までに育成すべき資質・能力や、義務教育を通じて育成すべき資質・能力の在り方などを見通して整理していく必要がある。その具体像については、今後、各教科等別WGの検討状況を踏まえながら取りまとめていく予定である。
- 教育課程を通じて、小学校教育として育成すべき資質・能力を育てていくためには、各教科等を学ぶ意義を大切にしつつ相互の関連を図りながら、教科等単独では生み出し得ない教育効果を高めていくことが必要となる。そのための鍵となるのが、「カリキュラム・マネジメント」である。
- この「カリキュラム・マネジメント」については、「論点整理」において、以下の三つの側面から捉えることとされている。
 - ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
 - ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。
- 各学校が行う時間割の編成なども、学校における子供の生活時間を、教育課程の指導内容や授業時数との関係でどのようにデザインするかという観点から行われる「カリキュラム・マネジメント」の一部であると言える。現行学習指導要領では、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、授業の1単位時間を何分にするかについて決定したり、創意工夫を生かして時間割を弾力的に編成したりすることができることとされているところである。
- 各学校では、学習指導要領に基づき育成すべき資質・能力を設定し、「カリキュラム・マネジメント」に基づいて、時間割の編成を含めて指導内容を体系化したり、地域や社会との連携・協働の中で、どのように人的・物的資源を活用していくかを計画したりしていくことが求められる。

2. 言語能力の育成と国語教育、外国語教育の改善・充実

(1) 言語の役割及び言語能力について

- 育成すべき資質・能力の中でも、言語に関する資質・能力は、子供たちの学習や生涯にわたる生活の中で極めて重要な役割を果たすものである。
- 子供は、乳幼児期から身近な人との関わりや生活の中で言葉を獲得していき、発達段階に応じた適切な環境の中で、言語を通じて新たな情報を得たり、思考・判断・表現したり、他者と関わったりする力を獲得していく。教科書や教員の説明等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出しながら自分の思考をまとめたり、友達の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、クラスで目的を共有して協働したりすることができるのも、言語の役割に負うところが大きい。
- このように、言語は、学校という場において子供が行う学習活動を支える、重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。したがって、言語に関する能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止められる必要があり、義務教育の初期段階を担う小学校教育において、重要な課題として取り組んでいく必要がある。
- 学校教育においては、地域や家庭とも連携しながら、下記の三つの側面²に関わる言語³に関する資質・能力（以下「言語能力」という。）を養っていくことが求められる。
 - ①創造的思考（とそれを支える論理的思考）の側面
 - ②感性・情緒の側面
 - ③他者とのコミュニケーションの側面
- 学校における言語能力の育成については、母語と外国語の役割なども踏まえながら、国語教育や外国語教育、その他各教科等の学習の在り方を考えていく必要がある。なお、言語能力の更なる具体的な内容については、「言語能力の向上に関する特別チーム」において引き続き議論が深められる予定である。

(2) 資質・能力の育成と言語能力との関係

² 国語力答申、言語力報告といった各種会議等の議論を踏まえて整理。

³ 本稿において「言語」とは、国語及び外国語のことを指す。広い意味での言語に含まれ得るような、数字、音符など言語記号以外の記号、グラフ、式、表などを指し示すときは、その都度それらを明記することとする。

○ 言語能力は、国語科や外国語科のみならず、全ての教科等における学習の基盤となるものである。例えば、「論点整理」が提示した資質・能力の三つの柱に照らせば、以下のように考えることができる。

i) 個別の知識・技能

学習内容は多くが言語によって表現されており、新たな知識の獲得は基本的に言語を通じてなされている。また、言語を使って、知識と知識の間のつながりを捉えて構造化することが、生涯にわたって活用できる概念の理解につながる。

具体的な体験が必要となる技能についても、その習熟・熟達のために必要な要点等は、言語を通じて伝えられ理解されることも多い。

ii) 思考力・判断力・表現力等

教科等の特性に応じて育まれる見方や考え方を働かせながら、思考・判断・表現するプロセスにおいては、情報を読み取って吟味したり、既存の知識と関連付けながら自分の考えを構築したり、目的に応じて表現したりすることになるが、いずれにおいても言語の役割が極めて重要である。

iii) 学びに向かう力、人間性等（情意、態度等に関わるもの）

子供自身が、自分の心理を意識し統制していく力や、自らの思考のプロセスを客観的に捉える力（いわゆる「メタ認知」）の獲得は、心理や思考のプロセスの言語化を通じて行われる。また、言語を通じて他者とコミュニケーションをとり、互いの存在について理解を深めていくことにより、思いやりや協調性などを育むことができる。

○ また、言語能力は、資質・能力の育成の基盤となる重要な役割を果たすものであることから、様々な資質・能力と密接に関連している。以下、特にコミュニケーション能力や非言語能力等との関係性について触れておく。

○ コミュニケーション能力については様々な考え方があるが、文部科学省の有識者会議⁴においては「いろいろな価値観や背景をもつ人々による集団において、相互関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について、対話をして情報を共有し、自ら深く考え、相互に考えを伝え、深め合いつつ、合意形成・課題解決する能力」と定義しており、教育課程企画特別部会における議論においても当該定義が援用されていたところである。

○ この定義を言語の働きの照らして整理すれば、コミュニケーション能力については、言語の働きのうち、③他者とのコミュニケーションの側面を軸としつつ、他の側面（①創造的思考（とそれを支える論理的思考）の側面、②感性・情緒の側面）にもしっかりと支えられた能力として育成される必要があることが分かる。教育課程全体の議論

⁴ 文部科学省が平成23年5月に設置した「コミュニケーション教育推進会議」報告より

においてコミュニケーション能力を議論する際には、上記のような視点から育成すべき資質・能力が明確となるよう整理することが求められる。

- また、人間のコミュニケーションや創造的思考などの諸活動は、言語によってのみ支えられているものではなく、言語以外にも、形や色、イメージや、身体の動き、音色やリズムなどの多様な手段が関係しているものである。こうした非言語的な手段に関する資質・能力を、言語能力と相互に関連させながら高めていくことは、感性や情緒等を豊かなものにしていくことにもつながる。このため、学校教育を通じて、芸術教育や体育等の充実を図ることも不可欠である。
- また、言語能力の育成のためには、各教科等を通じて、言語を用いて行う言語活動を充実させるとともに、体験活動を通じて、実社会の中で様々な事象に触れたり、多様な他者との交流の機会を持ったりすることも重要であり、アクティブ・ラーニングの視点からの学びの中でそれらの充実を図っていく必要がある。

(3) 小・中・高を通じた国語教育の充実

- グローバル化する中で世界と向き合うことが求められている我が国においては、日本人としての美德やよさを備えつつ、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められており、多様な情報や考えを理解して、文章や発話により表現したり、個人や集団の考えを形成して深化させたりしていくために必要となる、言語能力や情報活用能力の向上が重要な課題となっている。
- 国語教育を通じて、言語や文化に対する理解を深め、国語で理解したり表現したり、考えを形成していく力を身に付けることは、言語能力の向上や、あらゆる学習の基盤の形成に不可欠なものである。また、言語能力を向上させるとともに、古典の学習を通じて、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受していくことにより、我が国の文化を理解して語り継承したり、異文化を理解し多様な人々と協働したりできるようにすることが重要である。
- 現行学習指導要領の国語科においては、実生活で生きて働き、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てること等に重点を置いて、その充実が図られた。
- しかしながら、伝えたい内容を明確にして表現したり、文章の内容や形式等を正確に理解したりすること、必要な情報を収集し的確に整理・解釈したり、自分の考えをまとめたりすること、古典を学習する楽しさや学習する意義の実感等については、学習上の課題が指摘されているところである。
- これからの時代を生きる子供たちには、言葉が持つ力を信頼し、言葉によって困難を克服し、社会や文化を創造していくことや、言葉を通じて自分の見方や考え方を深めるとともに、考えを伝え合うことで集団の考えを発展していくことが求められる。

- また、様々な体験を通じて感じたことを言葉にして交流させることを通じて、心を豊かにしたり、自分の感情をコントロールしたりすること、言葉を通じて積極的に人や社会と関わり、自己を表現し、他者と共感して、自他の理解を深め尊重すること、我が国の言語文化に関心を持ち、生活や社会の中で活用しながら継承・発展させていくことも求められる。
- 国語科を学ぶ本質的な意義は、そうしたことに向けて必要な資質・能力を身に付けていくことにある。次期学習指導要領に向けては、言語能力の三つの側面（創造的思考（とそれを支える論理的思考）の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面）を踏まえつつ、幼児期に育まれた言葉による伝え合い等の基礎の上に、小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力を、三つの柱に沿って明確化し、それに基づき目標を構造化することが必要である。
- 指導内容については、言語を用いたテキスト（情報）の理解の過程や、文章や発話による表現の過程の中で、どのような資質・能力の要素が働いているかを整理し、それらの要素を踏まえて、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」それぞれの領域における指導事項を再整理することが必要である。こうした見直しは、国語科の特性に応じた情報活用能力の育成という観点からも極めて重要である。
- また、言葉の働き、役割に関する理解や、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、書写に関する知識・技能、伝統的な言語文化に関する理解、文章の種類に関する理解、情報活用に関する知識・技能についても、小・中・高等学校を見通して、指導内容を体系的に整理していくことが求められる。
- なお、高等学校については、教材の読み取りが指導の中心になりがちで、国語による主体的な表現等が重視されていないこと、話合いや論述など、「読むこと」にとどまらず、それを基に「話すこと・聞くこと」「書くこと」に展開する学習が十分に行われていないこと、古典の学習について、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受し、社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点が弱く、興味が高まらないことなどが指摘されているところである。
- こうした、高等学校の国語教育について長年にわたり指摘されている課題の解決を図るため、科目構成の見直しを検討することが求められている。具体的には、必修科目については、①実社会・実生活に生きて働く国語の能力を育成する「現代の国語（仮称）」、②上代（万葉集の歌が詠まれた時代）から近現代につながる我が国の言語文化への理解・関心を深める「言語文化（仮称）」、選択科目については、①多様な文章等を、多角的な視点から理解し、創造的に思考して自分の考えを形成し、論理的に表現する能力を育成する「論理国語（仮称）」、②小説、随筆、詩歌、脚本等に描かれた人物の心情や情景等を読み味わい、表現の仕方等を評価するとともに、それらの創作に関わる能力を育成する「文学国語（仮称）」、③表現の特徴や効果を理解した上で、自分の思いや考えをまとめ、適切かつ効果的に表現して他者と伝え合う能

力を育成する「国語表現（仮称）」、④古文・漢文を主体的に読み深めることを通して、我が国の伝統的な言語文化への理解・関心を深める「古典探究（仮称）」といった科目構成が現在検討されているところである。

- 小学校の国語科については、こうした高等学校における改善・充実も見通しながら、資質・能力の在り方や目標・指導内容の構造化を図っていくことが求められる。
- また、自ら進んで読書をし、本の世界を想像したり味わったりするとともに、読書を通して、知らないことを知ったり、経験のないことを経験したり、新しい考えに触れたりするなどして人生を豊かにしようとすることも重要である。特に、小学校低学年において、語彙量を増やしていくことがその後の学習に大きな影響を与えると指摘されていることも踏まえながら、読書活動の充実を図っていく必要がある。

(4) 小・中・高を通じた外国語教育の充実

①小・中・高等学校を通じて一貫して育成すべき外国語教育における資質・能力

- グローバル化が急速に進展する中で、子供たちの将来の職業的・社会的な環境を考えると、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、グローバル人材育成において今まで以上にその能力の向上が課題となっている。
- このような背景の中で、外国語活動及び外国語科においては、小・中・高等学校を通じて、発達段階に応じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを理解したり伝えたりする力の育成を図るとともに、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能（以下「4技能」という。）などを総合的に育成することをねらいとして、現行の学習指導要領に改訂され、様々な取組を通じて充実が図られてきた。
- 一方で、各学校段階での指導改善による成果が認められるものの、児童生徒の学習意欲に関する課題があるとともに、学校種間の接続が十分とは言えず、進学後に、それまでの学習内容を発展的に生かすことができていない状況が見られる。また、中・高等学校において、特に「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動が十分に行われていないことや、伝える相手、目的・状況に応じて表現することなどに課題があると考えられる。
- このため、次期学習指導要領においては、小・中・高等学校を通じて育成すべき資質・能力を、前述の三つの側面を踏まえつつ、①各学校段階の学びを接続させること、②「英語を使って何ができるようになるか」という観点から一貫した教育目標（4技能に係る具体的な指標の形式の目標を含む）を学習指導要領に設定する。それに基づき、外国語を「どのように使うか」、例えば、国際共通語としての英語を通して「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という観点から、卒業後、どのような職業等に就くとしても生かすことができるような資質・能力を、児童生徒が将来の進路や職業などと結び付け主体的に学習に取り組む態度等を含めて育まれるようにする必要がある。このため、学習・指導方法、評価方法の改善・充実を一体的に図っていく必要がある。

- また、これまでの外国語教育の成果と課題を踏まえ、各学校が適切に学習到達目標を設定し、育成すべき資質・能力についての達成状況を明確化できるようにする。そのため、国際的な基準⁵などを参考に、外国語教育の目標に沿って、高等学校卒業時において共通に求められる資質・能力を発達段階に応じた形で明確にした上で、小学校中学年段階から「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり、発表）」「書くこと」の領域ごとに示すとともに、複数の技能を組み合わせる効果的に活用する「技能統合型」の言語活動をより重視した指標の形式の目標を段階的に設定する。これらを踏まえ、外国語教育において育成すべき資質・能力を育む学びのプロセス（学習過程）の改善・充実を図ることとする⁶。
- その際、高等学校卒業時の生徒の英語力として、国の教育振興基本計画に掲げられている目標（中学校卒業段階で英検 3 級（CEFR A1 レベル程度）程度以上、高等学校卒業段階で英検準 2 級程度～2 級（CEFR A2～B1 レベル程度）程度以上を達成した中高生の割合を 50%）⁷の実現に向けた目標・内容等の検討が必要である。
- あわせて、言語能力向上の観点から、外国語教育においては、他者とのコミュニケーション（対話や議論等）の基盤を形成する側面を、資質・能力全体を貫く軸として重視しつつ、他の側面（創造的思考、感性・情緒等）からも育成すべき資質・能力が明確となるよう整理することを通じて、外国語教育を更に改善・充実することが必要である。
- このため、外国語教育においては、小・中・高等学校を通じて、外国語で他者とコミュニケーションを図る基盤を形成するため、4 技能のバランスの取れた育成を踏まえつつ、言語や文化に対する理解を深め、他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。あわせて、身近な話題から幅広い話題について理解したり、情報や考えなどを伝え合ったりすることができるコミュニケーション能力を養うため、目標、指導内容、学習・指導方法、学習過程、学習評価等の在り方について一体的に検討する。

②小学校の外国語教育における改善・充実

⁵ CEFR（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20 年以上にわたる研究を経て、2001 年に欧州評議会が発表した。国により、CEFR の「共通参照レベル」が、初等教育、中等教育を通じた目標として適用されたり、欧州域内の言語能力に関する調査を実施するに当たって用いられたりするなどしている。

⁶ 補足資料参照

⁷ 国の第 2 期教育振興基本計画（25 年度～29 年度）（閣議決定）においては、成果指標として、中学校卒業段階で英検、中学校卒業段階で英検 3 級程度以上、高等学校卒業段階で英検準 2 級程度～2 級程度以上を達成した中高生の割合を 50% とすることとされている。また、文科省「英語教育の在り方に関する有識者会議」報告（平成 26 年 9 月）においては、これまで設定されている英語力の目標から、高校生の特性・進路等に応じて、高等学校卒業段階で、例えば英検 2 級から準 1 級、TOEFL iBT 60 点前後以上等（CEFR B1～B2 レベル程度）を設定し、生徒の多様な英語力の把握・分析・改善を行うことが必要であると指摘されている。さらに、27 年度の国の行政事業レビューでは、第 2 期期末時のレビューを経た上で、将来的な目標設定を行うことを提示している（補足資料）。

○ 小学校段階においては、高学年の「外国語活動」の充実により、児童の高い学習意欲、中学生の変容などの成果が認められる一方で、①音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない、②国語と英語の音声の違いや英語の発音と綴りの関係、文構造の学習において課題がある、③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり体系的な学習が求められることなどが課題⁸として指摘されている。

○ これらの成果と課題を踏まえて、中学年から「聞く」「話す」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達段階に応じて段階的に文字を「読むこと」及び「書くこと」を加えた、4技能を総合的・系統的に扱う教科学習を行うことが求められる。その際、これまでの課題に対応した教科化に向けて、新たに①アルファベットの文字や単語などの認識、②国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き、③語順の違いなど文構造への気付きなど、言語能力向上の観点から「言葉の仕組みの理解」などを促す指導を行うために必要な時間を確保することが必要である⁹。

○ 小学校高学年においては、

- ・教科としての外国語教育のうち基礎的なものとして、中学年から高学年及び中学校への学びの連続性を持たせながら、これまでの体験的な「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」の4技能を扱う言語活動を通じて、より系統性を持たせた指導(教科型)を行う。その際、外国語の基本的な表現に関わって聞くことや話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う体系的な指導を行う教科として位置付ける。
- ・教科として位置付ける際、単に中学校で学ぶ内容を小学校高学年に前倒しするのではなく、身近なことに関する基本的な表現による4技能の豊かな言語活動を行うため、発達段階に応じた「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、積極的に英語を読もうとしたり書こうとしたりする態度の育成を含めた初歩的な運用能力を養うことが考えられる。

例) 馴染みのある定型表現を使って、自分の好きなものや家族、一日の生活などについて、友達に質問したり、質問に答えたりすることができる。

- ・教科として評価する際、英語嫌いにならないようにするため、外国語を読んだり、書いたりすることなどを通して、言葉の仕組みの面白さなどに気付きながら活用しようとする意欲や態度をより適切に評価できるようにすることが重要である。

○ あわせて、小学校で学んだ語彙、表現などは中学校において、小学校とは異なる場面で使ったり別の意味で活用したりするなど、言語活動において繰り返し活用し定着を図る。

⁸ 補足資料参照

⁹ 英語教育の改善・充実については、文部科学省に設置された「英語教育の在り方に関する有識者会議」等において議論が重ねられ、報告等もまとめられているところ。諮問においても、同報告の提言を踏まえつつ検討を行うことが求められており、こうした状況を踏まえ、小学校外国語を中心とした課題、方向性について、別資料において補足する。

さらに、中学校で学習した語彙・表現・文法事項等は高等学校においても意味のある文脈の中でコミュニケーションを通して繰り返し触れることが重要である。その際、ICT等を活用した効果的な言語活動を行うよう工夫が求められるとともに、児童生徒が自らの学習活動を振り返って次につながる主体的な学びができるようにすることが必要である。

- このような方向性を目指し、小学校高学年において「聞くこと」「話すこと」の活動に加え、「読むこと」「書くこと」を含めた4技能を扱う言語活動を展開し定着を図り、教科として系統的な指導を行うためには、年間70単位時間程度の時数が必要である¹⁰。また、中学年における外国語活動については、従来の外国語活動と同様に年間35単位時間程度の時数が必要である。

③短時間学習等の活用など、柔軟なカリキュラム設定に関する考え方

- これまでの成果・課題を踏まえつつ、教育課程全体の枠組みの状況¹¹を考慮すると、小学校高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、ICT等も活用しながら10～15分程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導を行う短時間学習（帯学習、モジュール学習。以下「短時間学習」という。）¹²を含めた柔軟なカリキュラム設定の在り方と必要な「カリキュラム・マネジメント」を、教育課程全体を見通しながら実現していく必要がある。
- 弾力的な授業時間の設定に関する研究開発学校等の先行的な取組状況や「教育課程の編成・実施状況調査」の結果などを踏まえた、これまでの成果・課題等を踏まえ、短時間学習では、今後、外国語の特性を踏まえた指導内容のまとまりや教育効果を高める観点から、短時間学習を行う場合には、学習指導要領上の標準授業時数内で、その時間を年間授業時数に含め、その目標を明確にし、まとまりのある授業時間との関連性を確保した上で実施することが必要である。
- 前述の調査結果や小学校現場の取組の現状を踏まえると、短時間学習については、授業時数内外で様々な教科も含めた取組が行われており、全ての小学校において、外国語に特化した短時間学習を一律に行うこととするのは困難な状況にある。このため、年間70

¹⁰ 中央教育審議会 教育課程企画特別部会「論点整理」（平成27年8月）においては、「さらに、仮に105時間（週3コマ程度）実施することについては、指導体制などの条件整備や小学生の生活への負担等を考えると、教育課程の特例としてではなく全国一律に実施することは極めて困難。また、現段階で教科ごとの指導の専門性が中学校以降ほど確立されていない小学校段階でこれを強いることは、英語嫌いを生み出すことにつながりかねない。今後、児童への指導に当たっては、教科化に対応できる指導力を備えるとともに、児童理解、学級経営を基盤とした授業の実施等に対応できる指導者が求められる。」との指摘がなされた。

¹¹ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月中央教育審議会）6（1）小・中学校の教育課程の枠組みにおいては、「学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる」と指摘された。

¹² 小学校学習指導要領においては、短時間学習を含む単位時間の設定の工夫について、総則の解説に記載されている。なお、中学校学習指導要領においては、総則本文に「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定がある。

単位時間における一定の短時間学習の在り方を横並びで求めるのではなく、ある場合には45分授業を60分授業の扱いにして、その中の15分を短時間学習として位置付けることや、また別の場合には外国語の短時間学習を2週間に3回程度実施する、さらに別の場合には夏季、冬季の長期休業期間において言語活動を行うなど、地域や各学校の実情に応じた幅のある柔軟なカリキュラムの設定が必要であると考えられる。

- 中学年においては、年間35単位時間、週あたり1コマ相当の外国語活動を、短時間学習で実施することは困難であり、小学校の教育課程全体を見通した「カリキュラム・マネジメント」が必要であると考えられる。
- 以上を踏まえた検討とともに、担当する教員が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制整備が必要であるといった観点から、教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備が不可欠である。

(5) 国語教育と外国語教育の効果的な連携の意義

- 言語能力の向上の観点からは、国語教育と外国語教育をそれぞれ改善・充実しつつ、相互の連携を図ることで、国語で学んだことが外国語の表現活動に生かされたり、国語と外国語の特徴や違いに気付き、国語を学ぶことに対する関心が高まったりするなど、子供の学習に相乗的な効果が見られるとの例¹³が報告されているところである。
- このような取組を踏まえ、言語能力の向上につながる効果的な連携につなげるためには、国語科と外国語科の指導内容について、そのつながりが可視化されることが必要であり、各学校において、言語能力の向上に向けた「カリキュラム・マネジメント」が実施されやすくなるよう、例えば、言葉の働きと仕組みの理解や言語活動を通じて育成される資質・能力といった観点から、指導の順序性や、言語活動で扱う内容や方法などの具体的な連携の在り方についてわかりやすく整理していくことが求められる。

3. 各学校における「カリキュラム・マネジメント」

(1) 小学校における弾力的な時間割編成の現状

- 1. (2)の通り、現行学習指導要領では、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、授業の1単位時間を何分にするかについて決定したり、創意工夫を生かして時間割を弾力的に編成したりすることができることとされているところである。
- これを踏まえて、各学校においては、時間割を編成するに当たって、子供たちの姿や地域の実情を踏まえつつ、休憩の取り方や休業期間を工夫したり、朝学習や昼学習などの

¹³ 英語教育強化地域拠点事業の中では、①アルファベットの文字や単語などの認識、②国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き、③語順の違いなど文構造への気付きなどの取組が行われているところである。また、教育課程特例校における実践についても報告されているところである。

短時間学習の時間を設定したり、授業時間を弾力化したり、学校教育法施行規則の改正に伴った土曜日の活用を行ったりするなど、様々な創意工夫が行われているところである。

- 「教育課程の編成・実施状況調査」によると、例えば6年生において、週28コマとしている小学校は63%、29コマとしている小学校は32%である。
- また、75%の小学校が現在短時間学習を実施しており、その主な目的としては、「繰り返し学習」による基礎的な知識・技能の定着や生活リズムの形成が挙げられている。指導の成果については、9割以上の学校が、効果が見られたと回答しているところである。
- 短時間学習の実施内容については、読書活動が最も多く（91%。うち7%が授業時数内で実施）、次いで計算練習（84%。うち16%が授業時数内）、漢字練習（78%。うち19%が授業時数内）となっている。外国語活動や英語の学習については、実施している割合は低いが、実施する場合は授業時数に含めて実施している割合が相対的に高くなっている。
- 加えて、学校教育法施行規則の改正等を受けて、現在25%の小学校で土曜授業が実施されている。時間割編成の在り方を考えるに当たっては、こうした多様な編成の現状を踏まえる必要がある。

（2）次期改訂に向けた授業時数の考え方と「カリキュラム・マネジメント」

- 「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、これからの時代に求められる資質・能力を育成していくためには、学びの量と質の双方が重要であるとされ、また、教科学習と、教科横断的な学習の双方を充実させていくことが必要であるとされたところである。
- こうした改訂の方向性のもとでは、各教科等の指導内容は維持しつつ、資質・能力の育成の観点から構造化を図ったり、学びの質的な向上を図ったりすることが前提となり、指導内容や授業時数を削減するという選択肢をとることは困難である。
- 現行学習指導要領における各教科等の授業時数を前提に考えれば、外国語教育の充実を図ることにより、時数としては中学年・高学年において年間35時間増となる。週あたりで考えれば1コマ分であるが、教育課程全体の枠組みの状況¹⁴や、小学校における多様な時間割編成の現状を考慮すると、全小学校において一律の取扱いとすることは困難で

¹⁴ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月中央教育審議会）6（1）小・中学校の教育課程の枠組み」においては、「学校では、一週間の中で、各教科等の授業以外にも、特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている、9.にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である、ことなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる」と指摘された。

あり、この時数の確保をどのように行っていくかについては、各学校の実状に応じた「カリキュラム・マネジメント」の視点から検討していくことが必要となる。

- 高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、外国語に多く触れることが期待される外国語学習の特性を踏まえ、外国語科を中心にまとまりのある授業時間との関連性を確保した上で、効果的な繰り返し学習等を行う短時間学習を実施することが考えられるが、他にも、45分に15分を加えた60分授業の設定、夏季、冬季の長期休業期間における学習活動、土曜日の活用や週あたりコマ数の増なども考えられるところであり、場合によってこれらを組み合わせながら、地域や各学校の実情に応じた柔軟な時間割編成を可能としていくことが求められる。
- また、中学年については、外国語活動を短時間学習で行うことや、60分授業の設定は難しいと考えられるが、その他については同様の考え方に基づき、地域や各学校の実情に応じた柔軟な時間割編成を可能としていくことが求められる。

4. 小学校の教育課程の改善・充実を支える方策について

- 「カリキュラム・マネジメント」を通じて上記のような工夫を行うことが考えられるとしても、中学年・高学年において、指導内容や授業時数として年間35時間分が増えることに変わりはなく、上限であるとされた前回改訂の授業時数を更に上回る改訂は、教育現場にとっては大きな負担の増となる。
- こうした中で、次期改訂の方向性に向けて、小学校の教育課程の改善・充実を図るには、「カリキュラム・マネジメント」の実践に関する知見の共有とともに、外国語教育に関する教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備、小学校の低・中・高学年それぞれの課題に応じた指導体制の整備が不可欠である。
- 「カリキュラム・マネジメント」を通じた弾力的な時間割の編成の在り方については、短時間学習の位置付けを含め、学習指導要領の総則やその解説において分かりやすく示すこととする。また、こうした時間割の編成に当たっては、外国語教育や特定の学年にとどまらず、全ての教科等と学年全体を見通す視点が必要になることから、効果的な創意工夫の在り方について、国や教育委員会と小学校現場、関係団体が連携して調査研究を行い、その成果を普及させていくことが求められる。
- 外国語教育については、効果的な教材開発と、指導者の確保が課題となる。教材については、教科書が、今回改訂の教科化や「カリキュラム・マネジメント」の考え方に対応したものとなることが重要であり、そうした教科書の在り方につなぐためにも、先行して教科化に対応した教材を平成30年度に配布できるよう、28年度中に27・28年度に開発した小学校中学年・高学年向けの新たな補助教材の検証を開始し、29年度にかけて開発を行うことが求められる。あわせて、活用しやすいICT教材の開発が求められる。

- 指導者の確保については、中学校区等の地域単位を基盤として、中学校や複数の小学校が連携した研修、中学校と小学校の教員の相互の授業参加、専科指導を行うなど連携体制を構築する必要がある。例えば、「英語教育推進リーダー」を中心とした域内研修を行うことなどにより、学級担任はじめ全教員が外国語に触れ、外国語教育が指導できるよう校内研修の充実を含めた外国語教育における域内の連携体制を充実させていくなど、各地方自治体における体制づくりが求められる。また、そのような体制を確保しながら、養成・研修・採用を通じた充実を図っていくことが重要である。教職課程の見直しとともに、現職教員が外国語の指導に関する専門性を高めることができるよう、小学校の教科化に必要な内容を加えた認定講習の開設支援等を行う。あわせて、専科指導を行う教員の養成・確保や、外部人材の活用支援等により、専門性を一層重視した指導体制を構築する。
- 外国語のみならず、小学校全体の指導体制に関しては、特に高学年に関して、専科指導を充実させることにより、学級担任制のよさと、教科担任のよさを兼ね備えた指導体制を確立していくことが求められる。こうした観点から、学年段階の柔軟な区切りを可能とする義務教育学校制度の更なる活用の促進も検討されるべきである。

小学校部会におけるこれまでの議論のとりまとめ 補足資料

小学校における外国語教育の改善・充実については、第二期教育振興基本計画等¹を踏まえ、文部科学省に設置された「英語教育の在り方に関する有識者会議」報告（平成26年9月）²において提言がまとめられ、諮問においても、同報告の提言を踏まえつつ検討を行うことが求められているところである。

これらを前提に、今後の方向性を踏まえた取組も含め、これまでの英語教育の成果・課題や今後検討すべき小学校教育を中心とした課題を整理するとすれば、以下のとおりである。

(1) 小学校中学年における外国語活動と、高学年における教科化の必要性について

- 前回改訂において、中学校における4技能を通じた学習の素地^{そじ}として、「聞く」「話す」の2技能を中心に小学校段階でコミュニケーション能力の素地^{そじ}を養うため、「外国語活動」（年間35単位時間）が創設された。
- その後の「外国語活動」の充実により、児童の高い学習意欲、小学校で外国語活動を経験した中学生の成果や変容、指導に当たる教員の肯定的な捉え方といった成果とともに、教育課程の特例を活用して小学校低学年・中学年から外国語活動を取り入れることにより、中学校とのカリキュラム上の接続を意識した先進的な事例の成果が得られるなど、外国語活動を通じた学習の成果³が認められる。
- 一方で、児童の「読む」「書く」も含めた更なる言語活動への知的欲求が高まっている状況にある。例えば、中学生1年生の8割が、外国語活動で「英単語・英文を読む」「英単語・英文を書く」ことをもってしておきたかったと回答⁴するなど、①小学校の外国語活動において音声中心で学んだことが、中学校での段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていないこと、②国語と英語の音声⁵の違いや英語の発音と綴りの関係の学習、文構造の学習において課題があること、③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり体系的な学習が求められることなどが課題として指摘されている。
- こうした課題に対応するためには、現行の成果も踏まえつつ、中学年から外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、「聞く」「話す」の2技能を中心に外国語学習への動機付け

¹ 補足資料参照。

² 補足資料参照。

³ 補足資料参照。

⁴ 補足資料参照。

⁵ 脚注83のとおり、引き続き、専門的な見地から検討を行う必要がある。

を高めた上で、高学年から発達段階に応じて4技能を総合的・系統的に扱う教科学習が必要である。

- また、教科として系統的に学ぶことにより学習内容の定着を図る英語教育の充実は、言語能力を向上させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、国語を学ぶことに対する関心の向上にも大きな効果がある。
- 言語能力の向上に関する議論を踏まえつつ、外国語教育としては、他者とのコミュニケーション（対話や議論等）の基盤を形成する側面を、資質・能力全体を貫く軸として重視しつつ、他の側面（創造的思考（とそれを支える論理的思考）、感性・情緒等）からも育成すべき資質・能力が明確となるよう整理することを通じて、外国語教育を更に改善・充実⁶することが必要である。
- このため、各学校段階を通して言語や文化に対する理解を深め、他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。あわせて、身近な話題から幅広い話題について理解したり、情報や考えなどを伝え合ったりすることができる能力を養うため、小学校段階では、相手意識を持って外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成などを掲げつつ、目標、指導内容、学習・指導方法、学習過程、学習評価等の在り方について検討する。

（2）指導内容と、指導のために必要となる時数について

- 小学校教育では、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことが目的となる。小学校段階の学びを、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、教科ごとのより高い指導の専門性が確保されている中学校、高等学校段階までの一貫した学びに円滑に接続させることにより、更なる外国語教育の質向上を図る。このため、小・中・高等学校を通じて、外国語の基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、次代を担うために必要な4技能を総合的に活用して思考・判断・表現する力を将来的に育むのに必要な主体的に学習に取り組む態度を養成していくことが重要である。
- 次期改訂では、各学校段階の学びを円滑に接続させるため、小・中・高等学校を通じて育成すべき資質・能力を、前述の三つの側面を踏まえつつ、「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から、国として小・中・高一貫した指標を設定⁷、学習・指導方法、評価方法を改善することが必要である。
- 小学校における改善の方向として、これまでの成果・課題を踏まえ、今後の小学校中学年における「外国語活動」の導入と、高学年でのより系統性を持たせた体系的な指導を想定し、次のような目標・内容の改善を図る。

（小学校高学年）

⁶ 補足資料参照

⁷ 補足資料参照。

○ 小学校高学年においては、これまでの成果・課題を踏まえ、

- ・教科としての外国語教育のうち基礎的なものとして、中学年からの高学年及び中学校への学びの連続性を持たせながら、これまでの体験的な「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」の4技能を扱う言語活動を通じて、より系統性を持たせた指導(教科型)を行う。その際、外国語の基本的な表現に関わって聞くことや話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う体系的な指導を行う教科として位置付ける。
- ・教科として位置付ける際、単に中学校で学ぶ内容を小学校高学年に前倒しするのではなく、身近なことに関する基本的な表現による4技能の豊かな言語活動を行うため、発達段階に応じた「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、積極的に英語を読もうとしたり書こうとしたりする態度の育成を含めた初歩的な運用能力を養うことが考えられる。

例) 馴染みのある定型表現を使って、自分の好きなものや家族、一日の生活などについて、

友達に質問したり、質問に答えたりすることができる。・言語能力向上の観点も含め、文構造など言葉の規則性に関する気付きを意図的に促す指導や、文字の認識、単語への慣れ親しみも加えることで、発達段階に応じて、知的好奇心に応えるものとする。例えば、

- ①アルファベットの文字や単語などの認識
- ②国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き
- ③語順の違いなど文構造への気付き

等を促す指導を行う。

- ・国語教育をはじめ他教科等と関連付けた学習内容や言語活動を設定することにより、思考力・判断力・表現力や主体的に学習する態度を身に付けることも重視する。
- ・教科として評価する際、英語嫌いにならないようにするため、外国語を読んだり、書いたりすることなどを通して、言葉の仕組みの面白さなどに気付きながら活用しようとする意欲や態度をより適切に評価できるようにすることが重要である。

(小学校中学年)

○ 小学校中学年においては、これまでの成果・課題を踏まえ、

- ・外国語学習への動機付けを高めるため、体験的に「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を通じて、発達段階に適した形で、言語や文化について体験的に理解したり、音声等へ慣れ親しんだりする。
- ・このため、中学年では、言語や文化についての体験的理解や、外国語の音声等への慣れ親しみ、コミュニケーションへの積極性を中心とする「外国語活動」(活動型)を行い、コミュニケーション能力の素地を養うこととする。

・指導内容・方法や活動の設定、デジタル教材を含めた教材の工夫、他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めることが必要である。

○ このような方向性を目指し、小学校高学年において「聞くこと」「話すこと」の活動に加え、「読むこと」「書くこと」を含めた4技能を扱う言語活動を展開し定着を図り、教科として系統的な指導を行うためには、年間70単位時間程度の時数が必要である⁸。また、中学年における外国語活動については、従来の外国語活動と同様に年間35単位時間程度の時数が必要である。

○ 上記の方向性を踏まえた改善・充実を図るため、小学校教員の理解・共有を図る観点から、第5、6学年における年間70単位時間分の系統的な教科、及び第3、4学年における年間35単位時間分の学習内容についても、具体的なイメージを共有しながら検討する。

(短時間学習等の活用など、柔軟なカリキュラム設定に関する考え方)

○ これまでの成果・課題を踏まえつつ、教育課程全体の枠組みの状況¹⁰を考慮すると、小学校高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、ICT等も活用しながら10～15分程度の短い時間を単位として繰り返し教科指導を行う短時間学習（帯学習、モジュール学習。以下「短時間学習」という。）¹¹を含めた柔軟なカリキュラム設定の在り方と必要なカリキュラム・マネジメントを検討する必要がある。

○ 弾力的な授業時間の設定に関する研究開発学校等の先行的な取組状況や全国的な教育課程実施状況調査（平成26年度実績）などの、これまでの成果・課題等を踏まえ、次のような観点からの検討が必要である。

⁸ 中央教育審議会 教育課程企画特別部会「論点整理」（平成27年8月）においては、「さらに、仮に105時間（週3コマ程度）実施することについては、指導体制などの条件整備や小学生の生活への負担等を考えると、教育課程の特例としてではなく全国一律に実施することは極めて困難。また、現段階で教科ごとの指導の専門性が中学校以降ほど確立されていない小学校段階でこれを強いることは、英語嫌いを生み出すことにつながりかねない。今後、児童への指導に当たっては、教科化に対応できる指導力を備えるとともに、児童理解、学級経営を基盤とした授業の実施等に対応できる指導者が求められる。」との指摘がなされた。

⁹ 次期学習指導要領の小学校3・4、5・6年生の年間指導計画イメージ(案)たたき台

¹⁰ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月中央教育審議会）（抜粋）

6. 教育課程の基本的な枠組み

(1) 小・中学校の教育課程の枠組み

②（小学校の授業時数（年間の総授業時数）においては、）小学校第4学年から第6学年にかけては現在の週27コマから1コマ増加し、週28コマを年間35週以上にわたって行うこととなる。これについては、学校では、一週間の中で、各教科等の授業以外にも、特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている。9.にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である。ことなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる。

¹¹ 中学校学習指導要領：「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定がある。

- ・ 短時間学習では、目的に応じてその時間に集中して、テンポ良く、効率的に繰り返し学習することを通じて効果が得られるというメリットがある。一方で、準備に過度な負担がかからないようにするための方法等について十分検討することが必要である。
- ・ 現在、英語教育の短時間学習を実施する小学校は少ないが、研究開発学校等の中で、短時間学習を通じて一定の効果を上げている学校もある。一方で、アルファベットや英単語を、場面設定をせずに単に繰り返し書く活動を行った場合、児童の意欲が低下するなどの報告もある。短時間学習を行う場合は、系統性を確保し、その効果を一層高めるため、教育課程における位置づけの明確化を図り、45分授業との一体的な指導計画に基づいて実施すべきである。
- ・ 従来は、短時間学習を授業時間外の扱いとし、授業内容との直接的な関係性を教育課程に位置付けていないことが多かったが、今後、外国語の特性を踏まえた指導内容のまとまりや教育効果を高める観点から、短時間学習を行う場合には、学習指導要領上の標準授業時数内で、その時間を年間授業時数に含め、その目標を明確にし、まとまりのある授業時間との関連性を確保した上で実施することが必要である。
- ・ 短時間学習を効果的に位置付けるため、その目的・実施のねらい、中心となる45分授業とそれを補完する短時間学習との関係性を明確にしたカリキュラムや、両者における指導の順序性などを明確にしていくことが必要である。
- ・ 前述の全国の小・中学校における短時間学習の状況の調査結果によると、算数、国語の学力向上を目的とする計算ドリルや読書活動など、授業時数内外で様々な教科も含めた取組が行われており、実施状況は様々であるため、全ての小学校において、外国語に特化した短時間学習を一律に行うことは困難な状況にある。このため、年間70単位時間における一定の短時間学習の在り方を横並びで求めるのではなく、ある場合には45分授業を60分授業の扱いにして、その中の15分を短時間学習として位置付けることや、また別の場合には外国語の短時間学習を2週間に3回程度実施する、さらに別の場合には夏季、冬季の長期休業期間において言語活動を行うなど、地域や各校の実情に応じた幅のある柔軟なカリキュラムの設定が必要であると考えられる。
- ・ 外国語教育の特質に応じ、まとまった時間を活用して言語活動を行うことなどが効果的な場合には、夏季・冬季休業や、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができるような方向性を検討し、各校の取組に柔軟な対応が可能となるようにすることが必要である。

(例) 短時間学習や柔軟なカリキュラム設定等のイメージ

- ・ 45分授業との関係を明確にした一定の効果が得られる15分程度の「繰り返し学習」などの短時間学習
- ・ 45分+15分などの組合せにより、深みのあるコミュニケーション活動の設定などの組合せも可能となる指導
- ・ イングリッシュ・キャンプ、補習などの夏季、冬季の長期休業期間における活用 等

○ 以上のような論点を踏まえた検討とともに、担当する教員が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を、責任を持って行う体制整備が必要であるといった観点から、教員養成、教員研修及び教材開発に関する条件整備が不可欠である。

- ・ 10～15分の短時間で円滑に効果的な学習を行うためには、児童の学習規律が確立されていることが前提となるため、低学年からの学びの在り方も含め、学校全体の学習規律の確保が必要である。
- ・ 短時間学習について、教員が指導できる指導計画、教材の整備、指導法の確立が必要である。
- ・ 指導計画については、学校が定めた標準の授業単位時間により実施される授業の指導計画と連動させ、短時間学習に適した活動が選定されることが必要である。
- ・ 教科化を前提とした場合、短時間学習を含めた学習における評価の在り方を確立することが必要である。

※授業の内容との系統性を確保して短時間学習の活動を可能とする場合

- ・ 教科化に向けて、70単位時間のうち、例えば、①アルファベットの文字や単語の認識、②国語と英語の違いや音声のそれぞれの特徴への気付きなどを一定の言語活動を含めたまとまりのある学習を行った上で、ICTなども活用しながら15分程度の短い時間を単位とした活動を関連付けて「繰り返し学習」を行うことによって定着を図る。(①関係では、例えば年間15単位時間程度の短時間学習の実施が考えられるが、②関係なども含め、更に効果が期待される短時間学習の可能性について、引き続き、専門的に検討。)
- ・ さらに、研究開発校等の取組の結果等を踏まえ、高学年における外国語教育において、「書くこと」「話すこと」だけではなく、「聞くこと」「読むこと」に関する短時間学習など、様々な可能性があるので、4技能を含めた活動として位置付けを明確にして検討。

- 中学年においては、年間35単位時間、週当たり1コマ相当の外国語活動を、短時間学習で実施することは困難であり、小学校の教育課程全体を見通した「カリキュラム・マネジメント」が必要であると考えられる。

(3) 小・中連携の改善・充実

- 小・中学校の接続については、中・高等学校の接続と同様に、高等学校卒業段階で求められる資質・能力を明確にした上で、各学校段階で児童生徒の実態を踏まえて育成すべき資質・能力を明確にする必要がある。それらを実現するための目標を設定し、学校種間における具体的な接続につながる学習・指導方法等について検討が必要である。
- 中学校では、小学校の「外国語活動」で学んだ内容が十分に生かされていないことや、言語活動が十分ではないという指摘も踏まえ、義務教育終了段階として、小学校での学びとの連続性を図りつつ、身近な事柄についてコミュニケーションを図ることができるようにする。あわせて、高等学校における目標の高度化に対応するための基礎を培う観点から、発達段階に応じて、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うことが必要である。

その際、例えば、学校生活、地域行事、生徒の体験、他教科等での学習内容等と関連付けて、互いの考えや気持ちを外国語で伝え合う言語活動を中心とする授業を行うことを重視する。また、授業を実際のコミュニケーションの場面とする観点から、中学校においても授業を英語で行うことを基本とする¹²。

- 特に、前回改訂において大幅な時数増を行った中学校における指導を最大限に活用する観点からも、小学校段階で「聞くこと」「話すこと」に加えて「読むこと」「書くこと」を含めて学んだ語彙や表現などの学習内容、文字の認識や語順の違いなどへの気付きを生かして、中学校の言語活動において繰り返し活用することによって着実な定着まで高めることが重要である。また、中学校においては、生徒にとって身近なコミュニケーションの場面を設定した上で、学習した語彙や表現などを実際に活用する活動を充実させるなど指導の改善を図る。
- 小学校で学んだ語彙や表現などの学習内容は中学校の言語活動で、中学校で学習した語彙・表現・文法事項等は高等学校の学習において、意味のある文脈の中でコミュニケーションを通して繰り返し触れることができるよう、様々な言語活動を工夫し、言語の運用能力を高める。

¹² 「授業は英語で行うことを基本とする」こととは、教師が授業を英語で行うとともに、生徒も授業の中でできるだけ多くの英語を使用することにより、英語による言語活動を行うことを授業の中心とすることである。これは、生徒が、授業の中で英語に触れたり英語でコミュニケーションを行ったりする機会を充実するとともに、生徒が英語を英語のまま理解したり表現したりすることに慣れるような指導の充実を図ることを目的としている。英語に関する各科目の「特質」は、言語に関する技能そのものの習得を目的としていることである。しかし、このような技能の習得のために必要となる、英語を使用する機会は、我が国の生徒の日常生活において非常に限られている。これらのことを踏まえれば、英語に関する各科目の授業においては、訳読や和文英訳、文法指導が中心とならないよう留意し、生徒が英語に触れるとともに、英語でコミュニケーションを行う機会を充実することが必要である（出典：高等学校学習指導要領解説外国語編）。

- 小学校高学年を含めた小・中学校における指導語彙数については、これまでの成果や諸外国の状況等を踏まえながら引き続き検討¹³する。
- また、中学校については、教育委員会、学校における英語教育に関する取組¹⁴も含め地域によって差があること、生徒の学習意欲に課題があること、児童生徒が学校の授業や英会話教室などで学び始めた時期が小学校入学前から中学入学前にかけて、相当のばらつきがあることが明らかになっている¹⁵。このような調査結果などの客観的なデータ等に基づいて、教育委員会、各学校における課題を把握・分析し、授業改善や環境整備に役立てることが期待される。

あわせて、新たに4技能を測定する全国的な学力調査の実施¹⁶により、指導改善のPDCAサイクルを確立することが重要である。

- さらに、学校における英語の資格・検定試験の活用促進及び客観的な質保証を図る観点から、資格・検定試験が中学校・高等学校等において適切かつ効果的に活用されるため、大学、高等学校、中学校関係者、テスト理論等の専門家及び資格・検定試験の関係団体が参画する協議会¹⁷が設置されており、学習指導要領との関係性、生徒の受験のしやすさ（経済的状況に配慮した受験料、地域バランスに配慮した実施体制、受験回数等）等を含めた指針の提示、国際水準となっているCEFRとの関係を考慮した4技能を測定する試験の情報発信等がおこなわれている。このような場において、関係者による必要な情報交換、協議が進められ生徒の英語力向上に資するものとなることが期待される。

（４）小学校外国語教育における必要な指導体制の充実等

- 小学校外国語教育の改善・充実においては、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体の取組方針を明確にした上で、全教員の共通理解を図りながら、各学校の中核教員を

¹³ 外国語ワーキンググループにおいて、高校卒業時までの目標とともに検討中である。

¹⁴ 基礎資料〇〇〇英語教育実施状況調査結果、平成25年全国学力・学習状況調査〇〇

¹⁵ 基礎資料64、65頁参照。

¹⁶ 現在、英語調査については、「学力調査の在り方に関する専門家会議」の下で「英語調査の検討に関するワーキンググループ」において、その具体的な在り方について検討が行われ、28年2月には「論点整理」がまとめられている。

¹⁷ 平成26年〇月に、英語教育の在り方に関する有識者会議報告を受け設置された、学校、関係団体、経済団体、専門家が参画する4技能連絡協議会においては、学校における4技能の総合的な育成及び適正な評価の観点から、入学者選抜における資格・検定試験の活用に関する有効性や留意すべき点について具体的な指針が提示されている。生徒・学生の英語力も踏まえた多様な資格・検定試験の活用に関する情報交換、発信が行われている。

（例）・学習指導要領に沿った4技能の能力との親和性と測定可能性、・評価の妥当性（語彙レベル、使用言語領域、出題意図等）、・多様な生徒・学生の能力への適合性、・妥当な換算方法（例：みなし満点、点数換算等）、・受験のしやすさ（経済的状況に配慮した受験料、地域バランスに配慮した実施体制、受験回数等）・適正・公正な試験実施体制（試験監督、情報管理等）、・国際的な通用性

中心とした校内の英語教育に係る指導体制の強化に取り組むことが重要である。また、指導体制の強化においては、①効果的な教材開発とともに、②児童のコミュニケーション能力を育成することができる指導者の確保を含めた充実が必要である。

- 地方自治体においては、各学校における外国語教育充実のため、学校や地域全体で取り組む必要がある。例えば、市町村単位で、地域の指導的立場にある教員が複数の小・中学校を受け持ち、英語教育担当指導主事や外部専門家等とチームを組んで指導に当たるなど、地域の実情に応じた柔軟かつ効果的な指導を行う体制づくりが期待される。
- また、小学校の外国語活動において、ALTや外国語が堪能な地域人材とのチーム・ティーチングを行いながら、児童の実態把握を、その発達段階に応じて指導に生かすことができる学級担任が果たしてきた役割は重要であり、一定の成果を挙げてきた。小学校中学年へ外国語活動を導入する場合は、学校や地域の実情を踏まえ、学級担任とALTと専科指導を行う教員による授業や、学級担任と英語が堪能な外部人材とのチーム・ティーチングを行うなど柔軟な指導体制が整備されることが必要である。
- このような環境の中で、小学校高学年の教科化においては、外国語の指導力を備えた学級担任や、専科指導を行う教員を含めた、より専門性を重視した指導体制について検討する必要がある。現在、小学校の学級担任の役割として、指導計画立案、教材準備、授業における児童への働きかけ、評価などが求められる。
- これまでも、英語教育の専門性を重視した体制として、①担任を持ちながら高学年の教科担任として複数学級の専科指導を行う教員が授業を実施（その場合、他の教科の教員と専門性が求められる授業を持ち合いで対応）、②担任を持たず高学年の専科指導を行う教員が学級担任と連携しながら授業を実施¹⁸、③中学校区を基盤として中学校の英語担当教員が校区内の複数の小学校と連携して、研修会や、専科指導者としてチーム・ティーチングに参加する授業を実施する事例¹⁹などが少なからず見られる。
- 次期学習指導要領の改訂においては、このような事例を想定した指導体制が重視される。このため、指導者の養成・採用・研修の充実が必要である。また、小学校の指導者は、次期学習指導要領改訂も見据えた中長期的な観点から専門性を有する指導者の英語力・指導力向上が必要であり、教員養成の改革とともに、現職研修の抜本的な拡充、採用における取組の改善などを一体的に進め、指導体制の強化を総合的に進めることが重要である。
- 小学校高学年における外国語指導に求められる指導体制を強化するため、求められる教員と外部人材の資質・能力・資格要件などについて、次のような観点から具体的な指導体制の改善を進めることが必要である。

¹⁸ 小学校英語を教科として導入し英語力を向上した韓国では、小学校で学級担任が専科指導を行う教員と、専科指導のみを行う教員を配置する指導体制となっている、導入時に全員120時間以上の研修を受講することが求められるなど教員の英語力・指導力向上が進められてきた。

¹⁹ 補足資料参照。

- ・児童への指導に当たっては、外国語教育に関する専門性を前提としながらも、児童理解の観点、他教科等と連動した学習内容・活動を行う観点から、学級経営を基盤とした授業の実施等に対応できる指導者が求められる。
 - ・小学校では、児童の実態をよく知る学級担任が重要な役割を果たしているが、高学年の教科を指導する場合、学級担任が外国語の指導力に関する専門性を高めて指導する、あわせて専科指導を行う教員を養成・確保することにより、専門性を一層重視した指導体制を構築する。
 - ・外国語活動において役割を果たしてきた学級担任の中で、更に小学校高学年の専科指導にも当たることができるようにするため、小学校の教科化において必要な新たな指導法等とあわせて修得が可能となる講習の開設支援等を行う。例えば、小学校の現職教員が、中学校教員免許(外国語)を取得し、外国語の教科化に対応して専科指導が可能となる環境を整備する。
 - ・小学校高学年における英語の教科化に当たっては、小学校教育を理解し専門性を有する適切な人材に特別免許状を積極的に授与し活用することや、中学校等の英語担当教員の退職者等の外部人材を非常勤講師として活用するための支援²⁰を行う。
 - ・加えて、外国語講師や、補助的な役割を果たす外国語指導助手(A L T)²¹、英語が堪能な地域人材等の活用など、地域の実情に応じた柔軟な指導体制を充実させることが必要である。
 - ・小学校における外国語活動では、外国語を使った活動を通じて、人とコミュニケーションを図る大切さや楽しさを体験し、国際理解を図り、視野を広げることを目的として、英語が堪能な地域人材等の外部人材の活用などによる指導体制の充実を図る。
 - ・小学校における学級担任と外部人材の連携については、それぞれの役割を明確にしつつ、適切かつ適正なチーム・ティーチング等が行われるための体制整備の充実を図る。
 - ・小中連携の観点も踏まえ、中学校の外国語担当教員が、例えば小学校の外国語の授業に参加したり、小学校の教員が中学校の外国語の授業に参加して相互の授業を参観したり、授業をチーム・ティーチングで行う取組などを進め、互いに理解を図る連携を進める。
- 小学校段階では、積極的に外国語を聞いたり話したりすることを重視する必要がある、専門性の高い教員との連携、外部人材やICTの活用を含めた教材開発等を通じて指導の充実を図っていくことが重要である。

(教材の充実)

²⁰ 補足資料参照。

²¹ 補足資料参照。

- 外国語教育については、音声や映像を活用した効果的な教材開発と、それらを活用して効果的に指導を行う指導力が必要である。先進的な取組も含めたこれまでの外国語活動の成果・課題を踏まえ、小学校中学年では、発達段階に応じた外国語活動に必要な教材の開発を行う。小学校高学年では、英語の教科化に伴って教科書の整備が必要となる。

また、教科化され、教科書が整備されるまでの間、国において、新たな補助教材²²の検証を行い、その結果を踏まえ、次期学習指導要領移行期に各学校において活用することを想定した新たな教材を平成29年度に開発し、平成30年度には先行実施を行う小学校で活用できるよう作成・配布する必要がある。

- あわせて、それらを効果的に活用するためには、教員の指導力の向上が必要である。ICTを用いた指導方法についての研修の充実を図るため、授業の展開を明確にイメージできるような映像等を用いた指導事例の作成や研修教材・研修マニュアルを作成し、普及を図る必要がある。
- 外国語学習においては、効果的な学習方法として、音声も含めた学習効果の高いコンテンツの導入、デジタル教材の活用による児童の興味・関心を高めるような個別学習や、協働学習²³などの学習活動に応じた多様な教材や、ICT活用を推進するためのハードウェアの充実を促進する。
- 教育の情報化の推進については、学校における情報機器等の安定的かつ計画的な整備を促進するため、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）で目標とされている水準の達成に必要な所要額（平成26年度から4か年にわたり総額6,712億円）を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26年度～平成29年度）」に基づき、地方財政措置を講じることとしている。これを十分に周知し、英語教育を含むICT活用に必要な環境整備、学習用ソフトウェア、ICT支援員の活用について、地方公共団体における予算措置を促進する必要がある。

（外部人材の確保）

- 児童生徒が外国語に触れる機会を充実するため、外国語を母語とする外国人やこれに準ずる者を教員として受け入れ、単独授業を含む教育活動全般に登用していくことも必要である。各都道府県教育委員会においては、文部科学省が示した指針²⁴も参考とし適切に基準を定め、各学校が特別免許状制度を活用した効果的な外国語教育を行えるよう、外国人も含め英語力・指導力の高い外部人材を活用することが期待される。

²² 平成27年度より、英語教育強化地域拠点事業における研究開発学校等において、新たな補助教材「Hi friends! Plus」を活用し教科科に対応したカリキュラム開発を実施。現在の補助教材は、「Hi friends!」を活用しながら、アルファベット文字の認識、日本語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴、文構造への気付きを促す指導ができるようなものとなっている。28年度に検証を行い改訂、指導案、事例集（校内研修等において活用が可能な映像資料など含む）等の充実を図る予定。

²³ 「学びのイノベーション事業」実証研究報告書(平成26年4月11日:学びのイノベーション推進協議会)では、「「個別学習」では、デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能。」「協働学習」では、タブレットPC、電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高め合う学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。」とまとめている。

²⁴ 平成26年6月19日「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の策定について(文部科学省通知)

また、外国語が堪能な地域人材や外国語担当教員の退職者等を非常勤講師として活用するための方策も講じる。その際、自治体においては、必要な外部専門人材の確保が困難な学校もあることに配慮した適切な配置等を行うことが必要である。

○ 児童生徒が外国語母語話者や外国語が堪能な地域人材とのコミュニケーションを通じて、

- (1) 標準的な音声に接し、正確な発音を習得する、
- (2) 間違いを恐れずに、外国語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されること

などが重要である。そのような観点から、外国語講師、ALT、地域人材等の活用など外部人材の活用においては、それらの質を担保しつつ、効果的な活用を図るため、地方公共団体、各学校において地域の実情を踏まえた指導体制を充実させることが大切である。少なくとも、次期学習指導要領の実施が想定される2020（平成32）年度の前年度までに、その質を確保しつつ、すべての小学校にALT等が参画できるよう確保するとともに、その活用の在り方について学校や地域全体で十分に検討する必要がある。○ その際、学校と、PTA、国際交流関係団体、NPO等との連携による地域人材の活用や、研修の実施とともに、それらを支えるコーディネーター²⁵等の活用など、社会との連携・協働による取組を進めることが必要である。

（教員養成の改善・充実）

○ 教員の英語力・指導力の向上のためには、新たな外国語教育に向けて、その養成段階から見直すことが重要であるが、あわせて現職教員の研修も充実すべきである。そのため、次期の学習指導要領改訂に向けて、中央教育審議会教員養成部会において指摘²⁶されているように、小学校における外国語の教科化への対応や中学・高等学校の「話す」「書く」の指導力の向上を図るため、次期学習指導要領改訂の検討の方向性を踏まえつつ、大学、教育委員会等が参画して養成・研修に必要なコア・カリキュラム開発を行い、各大学における教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする。

²⁵ 市町村教育委員会においては、外部人材をコーディネーターとして調整(研修の実施、指導内容・教材の共有など)する人材が必要である。

²⁶ 中央教育審議会 教員養成部会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」(平成27年12月) (抜粋)4. 改革の具体的な方向性(4)新たな教育課題に対応した教員研修・養成(略)

・「英語教育の在り方に関する有識者会議」(平成26年9月)においては、教職課程では、小学校中学年から外国語活動を導入するに当たり、その目的、目標、指導法、授業実践、教材開発・活用法、教室英語の活用などに加え、児童の発達、他教科等での学習内容、学級経営等についての知識理解等を取り扱う必要がある。さらに、小学校高学年の英語を教科化するに当たり、小学校段階で系統的な指導を行うため、児童の発達段階に応じた、英語を「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4つの技能にわたる総合的なコミュニケーション能力を身に付けるための英語の指導力を高める内容が求められる。そこで、教職課程において英語指導法に関する科目を履修させることについて検討が必要である。その際、学習指導要領の内容を踏まえた指導計画の作成、模擬授業、教材研究、効果的な評価方法などの内容を含むことが必要である。具体的には、例えば、小学校における英語指導に必要な、基本的な英語音声学、第二言語習得、実際の場面で使うことができる語彙、表現、文構造、文法の特徴に関する理解と運用、異文化理解、発達段階に応じた適切な指導法、小学校における教室英語など教職課程において実践的な内容を扱う必要がある。あわせて、実践的な指導力を身に付けるため、ALT等とのティーム・ティーチングを含む模擬授業、小・中連携に対応した演習や事例研究などが取り扱われることが必要である。また、これらを踏まえ、国の調査研究事業において、小・中・高校の教職課程に係るコア・カリキュラム等の開発・実証を実施している。

- また、小学校中学年の外国語活動導入と高学年の外国語の教科化に向け、音声学を含む英語学など専門性を高める教科の科目とともに教職に関する科目を教職課程に位置付けるための検討を進める必要がある。このような取組を推進し、教員の意識改革を進めるとともに、新たな英語教育に対応した現職教員研修及び教員養成を確実に実施することが必要である。その際、ICTも活用しながら、効果的な研修を工夫することが不可欠である²⁷。

(教員研修の改善・充実)

- 現職研修の充実に当たっては、教育委員会と大学・外部専門機関等との連携を図る体制を構築し、継続的な現職研修や養成カリキュラムの開発・実施につなげていくことが必要である。その際、例えば、現職の小学校教員が、初歩的な文字指導、外国語によるコミュニケーション活動、小中連携に留意した指導などが可能となり、外国語の教科指導に自信を持って当たることができるよう教科化に対応した新たな指導法等の修得²⁸とともに「免許法認定講習」の開設支援等を行い、中学校教員免許（外国語）取得が促進される環境を整備することが重要である。

また、その講習を受講した教員は各校の「中核教員」として、教科化に対応するための校内体制の整備、校内研修等の実施などを担うことが期待される。

- 平成26年度から開始した国による「英語教育推進リーダー」研修を受講した教員を中心に、次期学習指導要領の改訂に向けた域内研修の体制を充実し、研修成果を確実に波及させることで、域内教員の英語力・指導力を向上する。

「英語教育推進リーダー」に期待される役割

国による「英語教育推進リーダー」中央研修(外部専門機関と連携した英語指導力向上事業)を修了し、

- ・各地域において「英語教育推進リーダー」が講師として各校の「中核教員」等を対象に行う研修・助言
- ・地域の研究会・研究授業等における講師・助言者 等

「中核教員」に期待される役割

- ・校内指導計画の作成、校内研修、教材研究、指導方法・評価の共有・改善のための日常的な指導・助言、カリキュラム・マネジメント、専科指導 等

²⁸ 平成27年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」において、新たな指導法等のモデルが提示されている。

- 国・地方公共団体による地域の教員研修のシステムづくりに当たっては、地域の中心となる「英語教育推進リーダー」の養成とともに、そうした者が地域の研修の企画・運営に参加することが可能となるよう、後補充の定数措置や非常勤講師等外部専門人材の活用への支援を充実する。その際、研修の質の改善のため更なる取組を支援する。
- 学級担任はじめ全教員が外国語教育に関する研修を受けられるよう、例えば、「中核教員」等が行う校内研修において活用される、具体的な授業の展開を明確にイメージできる映像等を用いた指導事例の作成や研修教材などの支援を充実する。
- 研修に参加する教員の研修効果が高まるよう、その目的・趣旨等の周知徹底を図る。あわせて教員の負担軽減を図るため、研修期間を夏休み等に集中して行うことや、単位制にするなど、教員が研修に参加しやすい環境整備が必要である。
- 引き続き、次期学習指導要領改訂に向けて、小学校全体の現状や、学校、大学、教育委員会、学会等の関係者の意見を踏まえつつ、中央教育審議会等の場において、教育課程及び教員養成などの観点から、専門的に検討を行うとともに、先行して実施可能な取組について支援の充実を図る。

中学校部会（第1回）の協議テーマと進め方について

【テーマ】

次期学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の趣旨を実現する上で中学校教育の課題は何か。

（テーマ設定の趣旨）

今回改訂においては、昨年夏の「論点整理」で示された「社会に開かれた教育課程」の実現を共通の理念とし、各学校段階・教科等別のWGにおいて、学校種間や教科等間のつながりも見据えながら議論が進められているところ。

こうした方向性に基づく教育課程の改善を具体化していくためには、学習指導要領の改訂に加えて、学習・指導方法の改善や学校の組織運営の改善、評価の在り方、教員の養成・採用・研修の在り方や地域との連携・協働、学校種間の接続など、学校教育に関する課題全体を見渡した検討が必要になると考えられる。

昨年12月に出された中教審の3答申や、それを踏まえて文部科学省が公表した「次世代の学校・地域」創生プラン等も踏まえつつ、「社会に開かれた教育課程」の理念が、全国の中学校の学校経営、教育実践に具現化され、子供たち一人一人に義務教育段階において新しい時代に求められる資質・能力が確実に育成されるようにするために、解決すべき中学校教育の課題は何か。この点につき、少人数のグループ形式で御議論を深めていただきたい。

※今回洗い出していただいた課題の解決策について、2回目以降の中学校部会で順にご議論いただく予定です。従いまして、今回は課題の洗い出しを中心にご議論ください。その上で、もしお時間があれば、解決策の方向性についてご議論ください。

高等学校部会における検討事項（案）

「論点整理」を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、教育課程の在り方等について、「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を軸として検討する。

1. 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(1) 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(2) 教科・科目等の構成及び単位数について

2. カリキュラム・マネジメントについて

3. アクティブ・ラーニングの視点をいかした学習・指導の改善について

4. 学習評価の在り方について

1. 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

(1) 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力について

<現状>

現行学習指導要領の策定にあたっては、学校教育法に定められた高等学校の目的・目標規定を踏まえ、「各教科・科目において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、知識・技能を活用する学習を重視すること」、「各教科・科目において、義務教育と高等学校との間の系統性を重視した円滑な接続を図ること」、「豊かな心や健やかな体の育成のため、道徳教育の充実や健やかな心身の育成についての指導の充実を図ること」が重視された。

その中で、学習指導要領に定める高等学校の必修教科・科目は「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したものと整理された。この考え方は、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校部会の「審議まとめ」（平成26年6月）においても、高等学校において全ての生徒が身に付けるべき「コア」の内容を、教科・科目等の形で示しているものとして捉えられている。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっていることを踏まえ、高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何かを明確に示すことが求められている。また、初等中等教育最後の教育機関として、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。

さらに、平成26年12月には中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」が示され、高等学校教育、大学教育を通じて育むべき資質・能力の明確化が図られている。

これらを踏まえて、高等学校の教育課程全体において、育成すべき資質・能力を「共通性の確保」と「多様化への対応」の視点で検討する必要がある。

なお、学校として、育成すべき資質・能力を明確化している例として、福島県立ふたば未来学園高校では、学校全体で議論を重ね、育成すべき資質・能力を「人材育成要件・ルーブリック」として、いわゆるルーブリック形式で示している。

<検討事項>

共通性の確保：高等学校教育を通じて、共通に育成すべき資質・能力の視点

- ・各教科等において育成すべき資質・能力の検討状況を踏まえて、高等学校教育を通じて共通に育成すべき資質・能力を明確化することについて → **資料3参照**

○学校教育法

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成

するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健康やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

多様化への対応：一人一人の生徒の幅広い学習ニーズに応じた多様な可能性を伸ばす 高等学校教育の視点

- ・各学校・学科において、育てようとする人材像に応じて、育成すべき資質・能力を明確化し示すことについて
- ・高等教育機関への入学時点で求められる資質・能力との関係について
- ・職業人として求められる資質・能力との関係について

○中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月）

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(2) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の明確化

(略) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」を、それを構成する「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」それぞれについて捉え直すと、以下のように考えることができる。

① 豊かな人間性

高等学校教育を通じて、国家及び社会の責任ある形成者として必要な教養と行動規範を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、国、地域社会、国際社会等においてそれぞれの立場で主体的に活動する力を鍛錬すること。

② 健康・体力

高等学校教育を通じて、社会で自立して活動するために必要な健康・体力を養うとともに、自己管理等の方法を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、社会的役割を果たすために必要な肉体的、精神的能力を鍛錬すること。

③ 確かな学力

学力の三要素を、社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し、高等学校教育を通じて(i)これからの時代に社会で生きていくために必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度(主体性・多様性・協働性)」を養うこと、(ii)その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと、(iii)さらにその基礎となる「知識・技能」を習得させること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、これらを総合した学力を鍛錬すること。

(2) 教科・科目の構成及び単位数について

<現状>

現行の学習指導要領等においては、各学校における教育課程の状況等を踏まえ、卒業に必要な単位は74単位としつつ、「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、普通教育として、すべての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要なとされる知識・技能を習得させ、それを活用する能力を伸ばし、調和のとれた人間の育成を目指すとの観点から、必修教科・科目を設定しており、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目等の単位数は最低で38単位となっている（減単位をしない場合）。

また、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門学科においては、我が国の産業経済の発展を担う人材を育成するため、一定の専門性を確保する観点から、専門教科・科目を25単位以上履修させることとしている。

総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し学ぶことを特色としており、将来の職業選択など自己の進路への自覚を深める学習が重視されており、「産業社会と人間」を履修することとしている。

また、多様化が進む生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に対応するため、自校以外での学習成果を単位認定する制度が段階的に整備されるとともに、各学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じて、特色ある教育課程の編成ができるようにされており（学校設定教科・科目）、これらがより効果的に実施される方策についても検討が求められる。

<検討事項>

共通性の確保：共通に育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目及び単位数の在り方についての視点

- ・新たな必修教科目の構成とその単位数について

多様化への対応：多様なニーズに応える学習を展開するために、共通に育成すべき資質・能力とのバランスを踏まえた教科・科目及び単位数、履修の在り方についての視点

- ・国語科、地理歴史科、公民科、情報科など、必修教科目の構成や単位数を変更する教科における選択科目の構成及び単位数について
- ・理数探究（仮称）と総合的な学習の時間や課題研究の関係について→資料5参照
- ・専門教科・科目による必修教科・科目の代替について
- ・学校設定教科・科目の在り方について（「産業社会と人間」を含む）

- ・学校外における学修等に関する単位認定について（大学等における学修、ボランティア活動等）

○学校教育法施行規則

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

2. カリキュラム・マネジメントについて

<現状>

各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たち姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。

「カリキュラム・マネジメント」については、以下の3側面から捉えられる。

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月）では、高等学校教育全体の質の確保・向上を図る観点から、新たに導入する「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の活用も含め、各学校が教育目標を実現するために教育課程を編成、実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」を確立し、学校における「PDCAサイクル」を構築することの必要性を指摘している。

現行の学習指導要領では、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことを指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として新たに示された。具体的な工夫としては、ア. 各教科・科目の学習の中で、学び直しの機会を設ける、イ. 必履修教科・科目についていわゆる増単位を行い対応する、ウ. 学校設定教科・科目として学び直しを行う、の3つの方法が示されている。

また、総合的な学習の時間については、カリキュラム・マネジメントの中核としての位置づけ、また、特に高等学校においては「学ぶことの意義や価値の理解」を重視する方向で検討されている。

<検討事項>

共通性の確保：共通に育成すべき資質・能力を踏まえ、各学校・学科において求められる基本的なカリキュラム・マネジメントのための視点

- ・各学校・学科において、育てようとする人材像に応じて、育成すべき資質・能力を明確化し示すことについて（各学校において定める総合的な学習の時間の目標との関係を含む）→資料6参照
- ・学び直しをより充実させるための学習指導要領の示し方について→資料7参照

多様化への対応：多様なニーズに応える学習を展開するために、学校・学科として育成しようとする資質・能力の実現に向けて、効果的に教育活動を行うために必要なカリキュラム・マネジメントの視点

- ・大学における学修成果など学校外の学修を在籍校の単位として、より積極的に認めていくことについて

3. アクティブ・ラーニングの視点をいかした学習・指導の改善について

<現状>

「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちに育成すべき資質・能力を総合的に育むためには、学びの量とともに、質や深まりが重要であるとされ、各教科等における習得・活用・探究の学習過程全体を見渡しながらか、「深い学び」「対話的な学び」「主体的な学び」の三つの視点に立って学び全体を改善していくことが提言された。

(参考) アクティブ・ラーニングの視点

- i) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。
- ii) 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。
- iii) 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

このうち、「深い学び」の視点に基づく改善については、具体的なイメージがつかみにくいことなどから、十分ではないのではないかと指摘がなされている。このため、総則・評価特別会において、各教科等別ワーキンググループの検討状況を踏まえつつ、特に「学び」の視点から検討が行われた。

資質・能力の育成や学習の深まりの鍵となるものとして、各教科等の特質に応じ育まれる「見方や考え方」が重要との指摘がされた。「見方や考え方」とは、様々な事象等を捉える各教科等ならではの視点や、各教科等ならではの思考の枠組みであり、こうした「見方や考え方」と育成すべき資質・能力の関係について、次のように整理されている。

- ・「見方や考え方」は、知識・技能を構造化して身に付けていくために不可欠である。「見方や考え方」を働かせながら、知識・技能を習得したり、知識・技能を活用して探究したりすることにより、知識を他と関連づけて定着させたり、構造化された新たな知識として習得したり、技能を習熟・熟達させたりすることができる。
- ・「見方や考え方」が成長することにより、思考力・判断力・表現力が豊かなものとなり、より広い領域や複雑な事象をもとに思考・判断・表現できる力として育成されていく。
- ・学びに向かう力や人間性の育成には、どのような「見方や考え方」を通じて社会や世界にどのように関わるかという点が大きく作用している。

さらに、各教科等の特質に応じ育まれる「見方や考え方」は、相互に影響し合いながら成長していくものと考えられ、特に、総合的な学習の時間や特別活動といった、教科以外のいわゆる領域は、教科横断的な学びや実践的な集団活動等を通じて、各教科において育まれた「見方や考え方」を総合・統合させながら、各領域の特質に応じた「見方や考え方」を育てていくものと整理されている。

また、「論点整理」及び総則・評価特別部会における検討を通じて、アクティブ・ラーニングの視点に関係して、「この型を取り入れなければアクティブ・ラーニングではない」「この方法を実施しておけば見直しの必要はない」というような、「型」に着目した理解がなされることについての懸念が繰り返し指摘されている。

<検討事項>

アクティブ・ラーニングの視点に基づく学習・指導の改善は、「共通性の確保」「多様化への対応」の両方の視点から共通に重視されるべきことと考えられる。

それを踏まえて、高等学校教育におけるアクティブ・ラーニングの視点を踏まえた学習・指導の改善を推進していく上で必要な視点について。

- ・生徒が多様な進路に選択することを踏まえて、キャリア教育の観点を踏まえた学習・指導の改善の推進について →**資料8参照**
- ・歴史系科目や生物など、高等学校教育における教材で扱われる用語が膨大になっていることが学習上の課題となっている科目については、各教科の見方や考え方につながる重要な概念を中心に、用語の重点化や構造化を図ることについて
- ・各学校におけるアクティブ・ラーニングの視点をいかした指導の改善を促進するために、指導体制の充実、ICTを含めたインフラ環境の整備等について

【参考1】初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ ～高校教育の質の確保・向上に向けて～（平成26年6月）〈抄〉

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

1. 「共通性の確保」と「多様化への対応」

- これまで触れてきたとおり、高等学校や生徒の多様化が進む一方で、高校教育に共通に求められるものは何かといった視点が弱くなっており、社会・産業界から社会の一員として最低限必要な資質・能力を身に付けるべきといった指摘や、大学から高等学校段階での学力を確実に身に付けるべきといった声がある。
- 本部会においては、これらの指摘も踏まえ、高校教育の共通性を確保するため、全ての生徒が共通に身に付ける資質・能力について、「コア」と位置付けた上で、その範囲・要素と評価の在り方について整理した。

また、同時に、高等学校や生徒が多様化している中で、様々な幅広い学習ニーズにきめ細やかに対応することも求められるところであり、両者のバランスに配慮しながら高校教育の質の確保・向上を図ることが必要である。現在抱えている課題等も踏まえつつ、その基本的な考え方を以下に示すこととする。

2. 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成〈共通性の確保〉

(1) 高校教育として求められる質の確保に係る課題

- 高校教育の多様化は、結果として、生徒が高等学校の学習で何をどの程度習得したのかを見えにくくもしている。また、学校によっては、とすれば履修させることに重点が置かれ、単位認定されていても期待される資質・能力を十分身に付けていない場合があることも指摘されており、高校生としての最低限の資質・能力を身に付けないまま卒業しているケースも見られる。こうしたことが、高校教育に対する信頼性のゆらぎにもつながっており、教育活動のプロセスに関し透明性の向上や説明責任を求める声とともに、高校教育の質の確保に対する要請が高まる要因となっている。
- 質の確保の成否は、何より、生徒の教育に直接携わる教員や学校の取組の内容に負うところが大きく、各学校・教員による積極的な取組が求められるが、同時に、国においても、学校・教員の取組への支援とともに、公的システムによる質の担保を図っていく責任がある。
- 高校教育の多様化への対応が重要であればこそ、その中で生じてくる質の確保の問題には、一層積極的に対応していくことが求められる。このことを踏まえつつ、「高等学校とは何か」について新たに共通認識を図り、高校教育全体の質の確保を目指していく必要がある。

(2) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力「コア」

① 「コア」の範囲

- 学校教育法は、高等学校の目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」と規定するとともに、高等学校の目標として、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者としての必要な資質を養う」こと等を規定している。

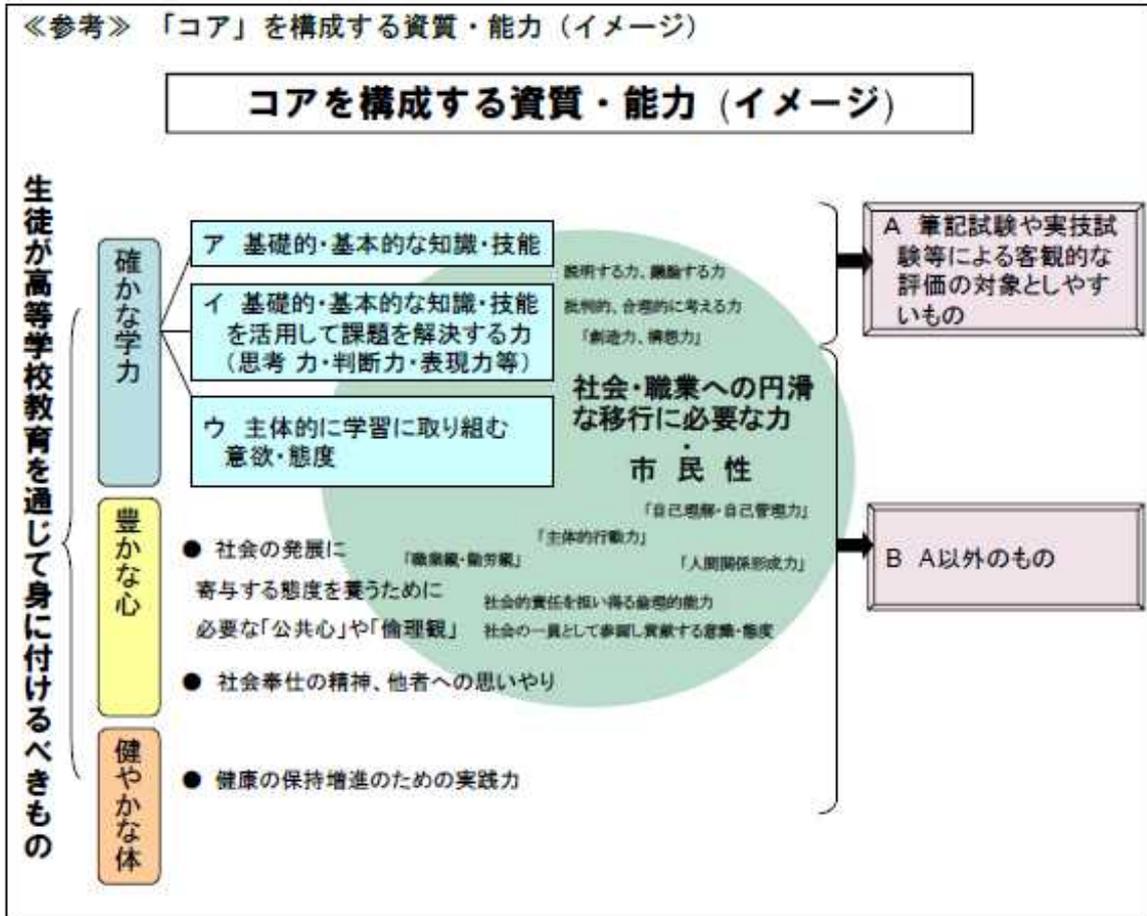
また、小・中・高等学校を通じ、その教育の実施上、特に配慮すべき事項として、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、学力の重要な三要素としての「基礎的な知識及び技能を習得させる」

こと、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」こと、「主体的に学習に取り組む態度を養う」ことを求めている。

- 学校教育法が規定したこれらの力は、いずれも学習指導要領が重視する「生きる力」を支える資質・能力であり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図るとともに、学力の重要な三要素を位置付けた同法の教育理念は、「生きる力」の育成の理念と重なるものである。
- 「生きる力」の育成は、全ての高等学校にとっての共通の目標であり、以上を踏まえれば、「コア」の範囲については、「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」（知・徳・体）のいずれの領域にも及ぶものと捉えることができる。

②「コア」を構成する資質・能力

- 変化の激しい社会にあって、働く人々に求められる能力は高度化しており、身に付けた専門知識や技能がすぐに陳腐化したり、新たな知識・技能の習得を次々に迫られたりするなど、求められる対応のスピードも速くなっている。
- 一方、求められる知識・技能の変化が激しいからこそ、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要となっている。さらに、どのような職業においても共通に求められる汎用的能力の基礎となる力や、市民社会の形成者として求められる能力等は、近い将来職業人となり、また、全員が主権者となる高校生が確実に身に付けることが必要である。
- 高等学校は、進学や就職といった生徒の進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関となる。
- 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」を構成する資質・能力の重要な柱として重視していくべきと考える。
 - ・社会・職業への円滑な移行に必要な力
 - ・市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）
- さらに、「コア」を構成する資質・能力としては、これらの柱を更に具体化したもの等として、以下のような資質・能力を挙げることができる。
 - ・言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
 - ・新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
 - ・多様な他者の考えや立場を理解する力や、相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
 - ・自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
 - ・今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理能力」
 - ・生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上での基礎的・基本的な知識・技能
 - ・社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
 - ・社会奉仕の精神、他者への思いやり



(3) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の把握・評価

- (2) で示したように、高校教育における「コア」を知・徳・体の幅広い領域に及ぶものと捉えた場合、「コア」として求められる資質・能力を生徒が身に付けたかどうかを、どのように把握し、評価していくかが重要となる。
- 「コア」を構成する資質・能力の中には、例えば知識の量や実習で身に付ける基本的な職業技術の状況等のように、筆記試験や技能試験等の手段により客観的な把握を比較的容易に行えるものと、そうでないものがある。評価の取組を進めるに当たっては、こうした様々な資質・能力について、それぞれの性質に応じた適切な方法による把握を行い、評価の充実を図っていく必要がある。

Ⅲ 高大接続システム改革の実現のための具体的方策

1. 高等学校教育改革

(6) 高等学校教育の質の向上に向けたカリキュラム・マネジメントの確立とPDCAサイクルの構築

- 高校生が身に付けるべき基礎学力の確実な育成を図るためには、高校生が自らの基礎学力を把握し、学習の改善を図ることはもとより、高等学校教育全体の質の確保・向上を図ることが不可欠である。この高等学校教育全体の質の確保・向上を図るための仕組みとして、新たに導入する「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の活用も含め、各学校が教育目標を実現するために教育課程を編成、実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」を確立し、学校における「PDCAサイクル」を構築する。
- 具体的には、各学校において、以下のような取組を進める。
 - P) ・学校ごとの教育目標の設定、教育課程の編成、指導計画の作成・見直し
 - D) ・アクティブ・ラーニングの視点からの学習の充実を図るとともに義務教育段階を含めた学び直し等を行う授業など多様な教育活動の展開
 - C) ・日々の学習成果の指導要録等への適切な反映など多面的な学習評価の充実
 - A) ・学習評価の結果や把握した基礎学力の定着度に基づく改善点等の教育目標や教育課程、指導計画、教材研究への反映
- また、上記の取組を支えるため、国や設置者等において以下の支援を行う。
 - P) ・「高大接続改革実行プラン」等の策定
 - ・設置者ごとの高等学校教育の充実に向けた計画の立案
 - D) ・学習指導要領の改訂
 - ・教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
 - ・教員配置等を通じた指導体制の整備
 - ・設置者が設定した目標・計画に基づく様々な施策の展開
 - C) ・多面的な評価を行うための指導要録の改善
 - ・「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入、校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験の活用促進、各種民間検定の普及推進など
 - A) ・上記の結果に基づく高等学校への指導体制の充実や教育施策の検証・改善
 - ・設置者による計画等の改善や教員研修の充実

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
 国語、地理歴史、芸術、外国語、家庭、情報、健体育、芸術、公民、数学、理科、保健

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

書字は、高等学校に固有の観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

第1款 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育・体育・健康に関する指導
- ・就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の単位数等
- ・学校設定教科、科目

第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

- 各教科・科目等の内容等の取扱い
- 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
- 各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- 各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- 義務教育段階での学習内容の確実な定着
- 道徳教育の全体計画の作成

4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・言語活動の充実
- ・生徒指導の充実
- ・生徒が見通しを立てたり振り返りたりする活動
- ・個に応じた指導の充実
- ・障害のある生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定
- ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等
 (習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

⇒「社会に開かれた教育課程」の考え方に基づき、教育課程の意義について示す

第1款 高等学校の教育課程の基本

⇒資質・能力の三つの柱に沿った高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力を示す

1 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力

第2款 教育課程の編成における共通的事項と特例

1 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間の学習の時間の単位数等
- ・学校設定教科、科目

2 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

3 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

4 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

5 通信制の課程における教育課程の特例

第3款 各学校における教育課程の編成

⇒カリキュラム・マネジメントの三つの側面に留意し、各学校において教育課程を編成することについて示す

1 カリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科における教育目標、育成すべき資質・能力の明確化
- ・教育目標を踏まえた教育課程の編成
- ・地域社会と連携した教育課程の編成
- (※「社会に開かれた教育課程」の視点
 - ①教育課程を介した目標の地域との共有
 - ②育成すべき資質・能力の明確化
 - ③社会との共有・連携)

2 中学校との接続

- 3 義務教育段階での学習内容の確実な定着
- 4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係
- 5 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

6 各教科・科目等の内容等の取扱い

7 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・職業教育に関して配慮すべき事項
- ・道徳教育の全体計画の作成

第4款 教育課程の実施と学習の評価

- 1 見方・考え方を働かせた学習指導の充実
- ・見方・考え方を働かせた深い学び、対話的な学び、主体的な学び

- ・言語活動の充実 ・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価を通じた教育課程及び学習指導の改善

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
- (※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第5款 特別な配慮を必要とする生徒への指導

⇒障害のある生徒への指導など特別な配慮を必要とする児童への指導の在り方について示す

- 1 障害のある生徒などへの配慮
- 2 海外から帰国した生徒などへの適切な指導

第6款 学習活動の充実のための基盤

⇒学級経営やキャリア教育など、高等学校の学習活動の充実の基盤となる留意事項について示す

1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・進路指導等の充実
- ・生徒指導の充実
- ・部活動の意義と留意点
- 2 家庭・地域との連携
 - ・家庭や地域との連携
 - ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習
 - ・高齢者などとの交流の機会

別紙 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

特別支援教育部会における検討事項について（案）

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参画を一層推進するため、以下の事項を検討してはどうか。

1. 特別支援教育における、

① 社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導、カリキュラム・マネジメントの在り方。

2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、

- ① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。
- ② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。
- ③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。
- ⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。

3. 特別支援学校において、

- ① 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。
- ② これからの時代に求められる資質能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実。
- ③ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。

4. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、

- ① 子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現

など

特別支援教育部会における検討状況（第6回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と規定。 ・学習指導要領解説（総則編）において、障害別の配慮を例示。 <p>【主な意見】</p> <p>各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総則だけではなく、各教科等においても配慮の例を示すことが必要ではないか。 ○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示すことが考えられるのではないか。 ○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。
<p>② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <p>《通級による指導、特別支援学級ともに》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。） <p>《通級による指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省告示において、障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定。 ・学習指導要領解説において、指導に当たっては、特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。

・高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会、高等学校部会や総則・評価特別部会において、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方などの論点について、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。

《特別支援学級》

・文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することを記述。

(学習指導要領解説で示している例)

- ・特別支援学校の「自立活動」を取り入れる
- ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・特別支援学校（知的障害）の各教科の一部又は全部に替える
など

【主な意見】

《通級による指導》

通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、

○学習指導要領の総則において、通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示すことが必要ではないか。

《特別支援学級》

小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、

○学習指導要領の総則において、特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示すことが必要ではないか。

<p>③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。</p>	<p>【現状】</p> <p>《合理的配慮※の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利に関する条約（平成 19 年 9 月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成 24 年 7 月）において、合理的配慮の観点（3 観点 11 項目、参考資料 P 11 参照）を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。 ・ 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。 <p>※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。</p> <p>《個別の指導計画、個別の教育支援計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが例示されている。 ・ 作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。
	<p>【主な意見】</p> <p>《合理的配慮の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないか。 ○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。 <p>《個別の指導計画、個別の教育支援計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。

特別支援学校における教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>⑥ 幼児児童生徒の発達段階に応じた自立活動の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を養うことを目的に、「自立活動の時間」を中心に、学校の教育活動全体で指導。 ・ 高等部段階の生徒数が増加し、社会に出てからも、自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手だったり、進路先で人間関係を築く力などが十分に育っていない、などの課題が指摘。 ・ 児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離。 ・ 通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加により、「自立活動」を行う場が拡大。 <p>【主な意見】</p> <p>特別支援学校学習指導要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の理解や感情を高めるような内容の整理、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実が必要ではないか。 ○ 実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスを結ぶ要点をわかりやすく記述ことが必要ではないか。 ○ 自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述することが必要ではないか。 <p>小・中・高等学校学習指導要領において、 (通級による指導、特別支援学校の教育課程に関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立活動の目的、内容などを記述することが必要ではないか。
<p>⑦ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害のある児童生徒の学習上の特性（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を踏まえた内容で構成。 ・ 一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、段階別に、各教科の目

	<p><u>標及び内容を大綱的に示している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしく、という指摘がある。</u> ・ <u>特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい、という指摘がある。</u> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>【主な意見】</p> <p>次のような改善が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校等との各教科を通して育成される資質・能力と知的障害のある児童生徒のための各教科を通して育成される資質・能力は同じものとして、<u>小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することが必要</u>ではないか。 ○ 例えば、中学部・高等部社会科において、政治的主体、経済的主体、法的主体となることの重視や、グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解など、<u>社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実が必要</u>ではないか。 ○ 中学部の段階について、小学部の段階や高等部の段階とのつながりを整理することで、各学部・段階の連続性のある学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ることが必要ではないか。 ○ <u>各教科等で求められる資質・能力を育成することを、各教科等を合わせた指導を行う場合において明確にすることが必要</u>ではないか。 ○ 知的障害のある児童生徒が<u>質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実が必要</u>ではないか。 ○ <u>各教科の評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに、教育課程のPDCAサイクルを確立することが必要</u>ではないか。 ○ 特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科との関連の可視化する必要があるのではないか。 <p style="text-align: right;">など</p>

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

特別支援教育にかかわる教育課程（概要）

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
<p>○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。</p>	<p>○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程（通級による指導）を編成することができる。</p> <p>※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることができる。</p> <p>※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準とする。</p>	<p>○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。</p> <p>※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。</p>	<p>○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。</p> <p>※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。</p>
<p>その者の障害の状態（※）、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。</p> <p>※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。</p>			

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

【学校教育法】 第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学習指導要領】

	障害のある幼児児童生徒への指導上の配慮
<p>幼稚園教育要領</p> <p>（第3章-第1-2）</p>	<p>(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p>
<p>小学校 中学校 学習指導要領</p> <p>（第1章-第4-2）</p>	<p>(7) 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。</p>
<p>高等学校 学習指導要領</p> <p>（第1章-第5款-5）</p>	<p>(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p>

「通級による指導」に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、**文部科学大臣が別に定めるところにより**、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による**特別の教育課程を編成するに当たっては**、次に定めるところにより、当該児童または生徒の**障害に応じた特別の指導**（以下「**障害に応じた特別の指導**」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の**教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。**

- 1 障害に応じた特別の指導は、**障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。**
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

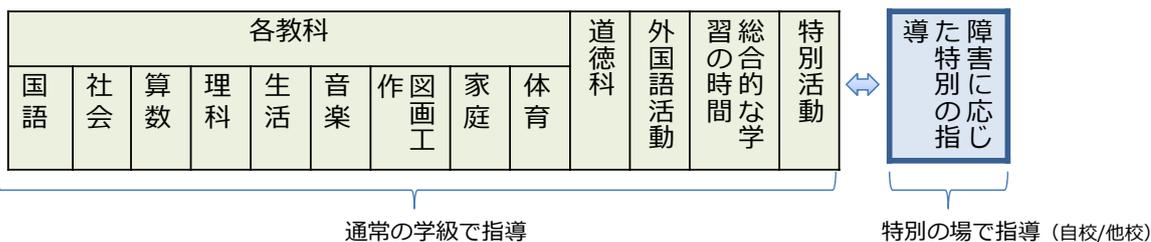
指導に当たっては、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし**、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

-2-

「通級による指導」に係る教育課程について

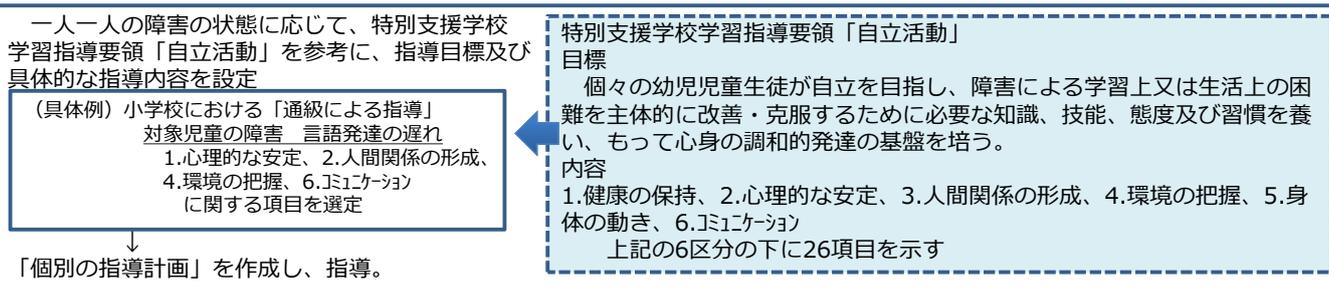
通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、**障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施**



障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、**特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考として実施。**



特別の指導に係る授業時数

年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準

特別支援学級に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における**特別支援学級に係る教育課程**については、特に必要がある場合は、**第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。**

【通知】

（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において**特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する**

【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならぬことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする**などして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

-4-

特別支援学級に係る教育課程について

特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、**特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成**。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

実情に合った教育課程の編成

〔学習指導要領解説の記述例〕

- ・特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる
- ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・特別支援学校（知的障害）の各教科に替える など

中学校の教育課程

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭				

特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

各教科								道徳科	特別活動	時間	総合的な学習の時間	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭					

※外国語を設けることができる

（具体例）知的障害特別支援学級

生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成

↓
「個別の指導計画」を作成し、指導

教科等別の指導

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	音楽	美術 (下学年)	保健体育	技術・家庭	外国語					

教科等を合わせた指導

指導	日常生活の指	作業学習	生活単元学習
----	--------	------	--------

特別支援学級の1学級の編制 15人以下を標準。

目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、

もって心身の調和的発達¹の基盤を培う。

※「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚部、高等部も同様の記述。

内容とその取扱い

・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。

・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容の6区分26項目について

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

自立活動について

教育基本法 第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、**教育上必要な支援**を講じなければならない。

通常の学級
(支援)

教科別の指導

調和のとれた育成



算数(体積): 平面での理解が困難な児童に対し、積み木でイメージ化

自立活動

心身の調和的発達の**基盤**を培う

- ・発達の遅れや不均衡を改善
- ・発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

学校教育法施行規則 第140条

小・中学校等において、障害に応じた**特別の指導**を行う必要があるものを教育する場合は、特別の教育課程によることができる。

通級による指導

(学習指導要領)「教師間の**連携に努め、効果的な指導を行うこと**」
(// 解説総則編) 3 その他の教育課程編成の特例 (2) 通級による指導の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れる(中略)」

学校教育法施行規則 第138条

小・中学校等における特別支援学級に係る教育課程については、(中略) **特別の教育課程**によることができる。

特別支援学級

(学習指導要領)「教師間の**連携に努め、効果的な指導を行うこと**」
(// 解説総則編) 3 その他の教育課程編成の特例 (1) 特別支援学級の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れたり(中略)」

学校教育法施行規則 第126条

小学部の教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに**自立活動**によつて編成する

特別支援学校

(学習指導要領) 自立活動に充てる授業時数は適切に定める
(// 解説自立活動編) 時間の指導を要として**教育活動全体を通じて指導**

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 **行政機関等は**、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮をしなければならない。**

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

- 2 **事業者は**、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ**合理的な配慮をするように努めなければならない。**

合理的配慮について(28. 4. 1～)

- 国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
- 学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

合理的配慮の例

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする 等)

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ**、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画**又は**家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

* ()内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

個別の指導計画の例

平成〇年度個別指導計画

〇〇立〇〇小学校 言語障害通級指導学級

ふりがな <児童名> 〇〇 〇〇	<在籍学校・学級> 〇〇小学校3年〇組	<担任> 〇〇 〇〇	<当教室担任> 〇〇 〇〇	<通級形態> 週1回 2単位時間
<本児の願い> 言葉を覚えたい。		<保護者の願い> 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイライラしたりしなくなってほしい。		
目標	○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 ○言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。			
	ねらい	学習内容	評価	
一学期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2)2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3)覚えた語彙や前後の状況を得意な	(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、できた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況の前後の絵にして説	(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの？」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が?」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。	

個別の教育支援計画の例

児童・生徒	ふりがな		性別
	氏名		
担任	氏名		
在籍校		学校	年
現在・将来についての希望			
児童・生徒			
保護者			
支援の目標		学校生活における児童・生徒への支援の内容 ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と指導者の役割分担 ・「個別指導計画」での具体的な指導・支援	
必要と思われる支援			
学校の支援			
家庭の支援		家庭生活における児童・生徒への支援の内容 ・家庭における児童・生徒への支援の役割分担	
支援機関の支援			
家庭生活	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 ・その他	
	支援機関:		
	支援内容:		
	支援機関:		
余暇・地域生活	支援内容:		

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から

特別支援教育コーディネーターについて

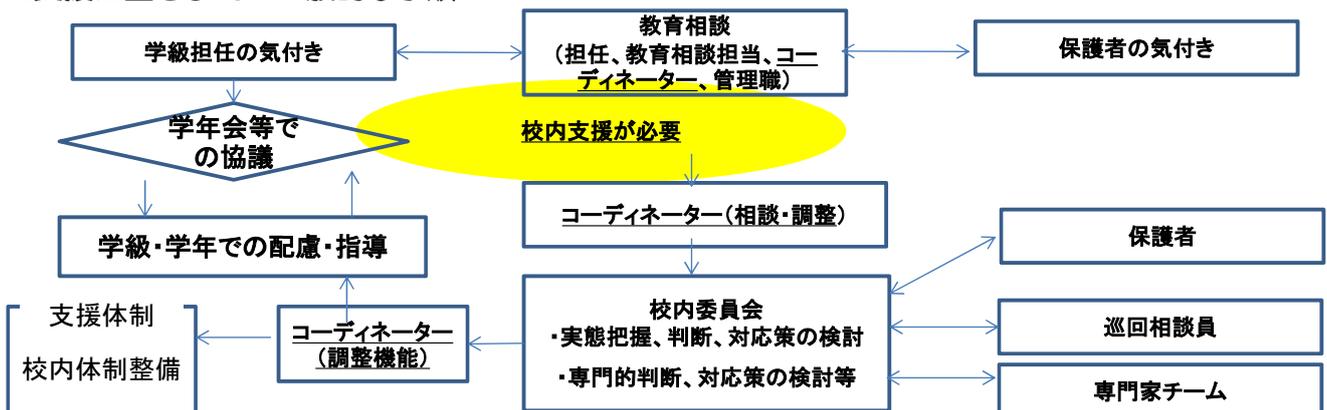
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

交流及び共同学習について（学習指導要領総則における記述）

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに**、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚園教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）
（特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

- ① 計画的、組織的に継続した活動を実施
 - 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
 - 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
 - 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。
- ② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進
 - 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
 - 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面
- ③ 交流及び共同学習の内容の工夫
 - 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
 - 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ
・解説 総則等編幼小中
幼:P99～100、小中:P183～186
・解説 総則等編 高:P109～112

-20-

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成（居住地校交流の例）

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。 「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。